

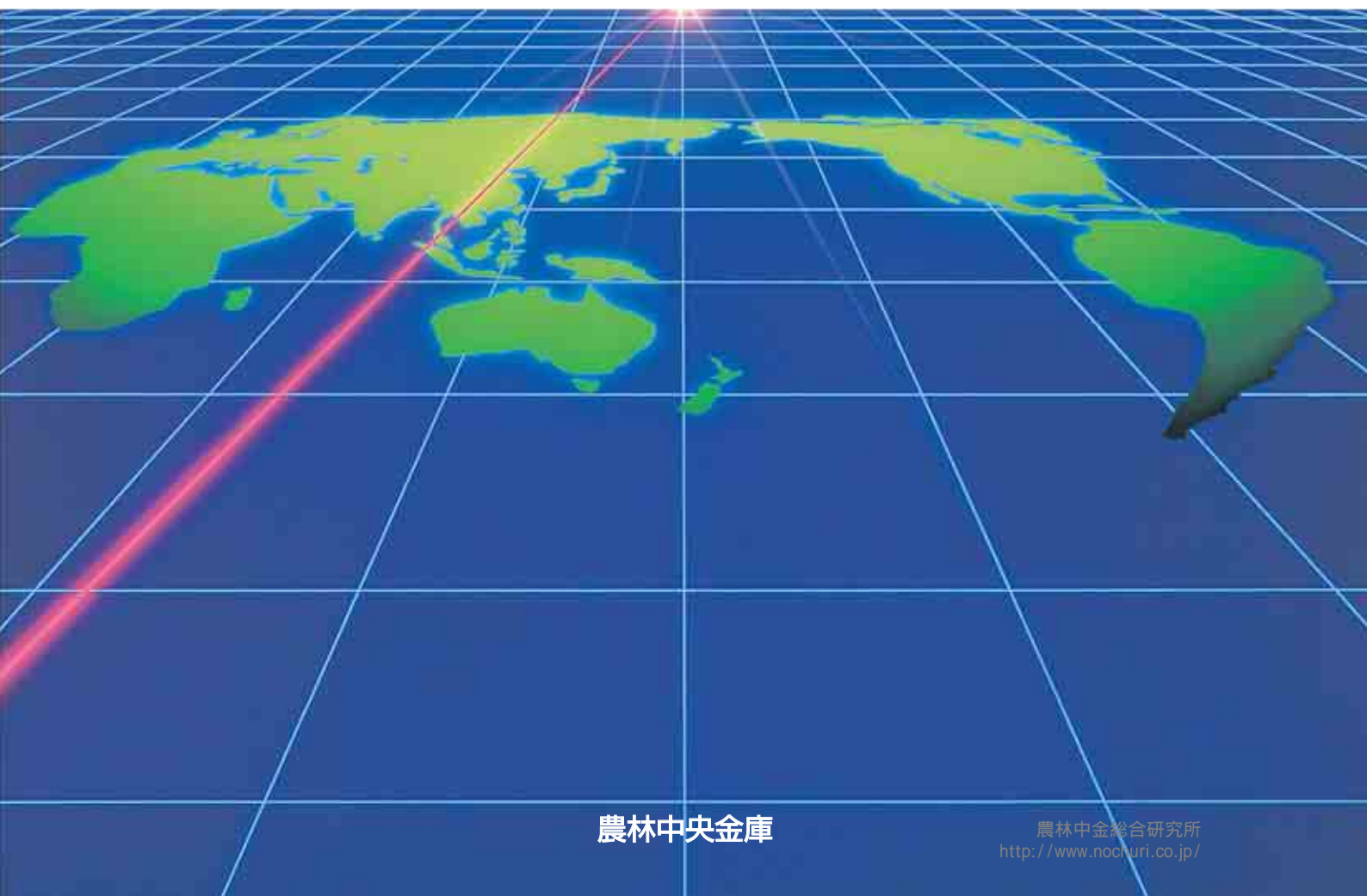
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017 **5** MAY

地域漁業の振興と漁協

- 浜の活力再生プランの取組状況と地域漁業振興の課題
- 活動からたどる漁協女性部の歩み



「水産日本の復活」に向けた漁業者と漁協の取組み

いま、日本の水産業と漁村は大きな変革の動きの最中にある。

周知のとおり、日本の現在の農林水産政策は2013年12月に決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」が基本指針となっている。同プランには、水産業が目指すべき目標として、「水産日本の復活」の文言が掲げられた。その意味について水産庁は、「かつて1972年から1987年まで16年間にわたり漁業・養殖業生産量世界一を誇った日本の水産業の力をもう一度取り戻す趣旨」と説明している。

日本の漁業・養殖業は、84年のピーク時に競合他国を圧倒する生産量1,282万トン、生産額2兆9,772億円を挙げたが、以後12年まで30年近く生産の減少が続いて生産量・額ともピーク時から半減し、急速に生産量を伸ばしている中国はもとよりインドネシア、インド、ペルーの後塵を拝する状況となっていた。

こうした状況は、200海里規制の導入やマイワシ等近海水産資源の激減など漁業者の努力の範疇を超える環境変化によってもたらされた面が大きいが、日本の水産業そのものも生産と消費の両面において課題に直面している。

その第一は、生産現場の体制の強化である。日本の漁業就業者数は近年まで減少が続き、93年の32.5万人が15年には16.7万人とほぼ半減したうえ高齢者の比率が高まっている。加えて、90年代以降魚価が低迷する一方で資材価格が高騰したため新しい漁船の建造ができず、全国的に漁船の高船齢化が進んでいる。第二は、水産物の消費の喚起である。水産物の国内消費量は日本人の食生活や嗜好の変化の影響もあって2000年以降漸減傾向が続き、最近の10年間で20%以上減少している。

日本の水産業がこれらの課題を克服するために、政府は生産、加工・流通、販売の三段階にわたる支援策を進めている。具体的には、生産現場の強化に向けた漁船建造助成等の担い手支援、加工・流通面では新商品の開発支援や流通の改革、販売面では国産水産物の輸出拡大に向けた日本食普及事業等の施策が順次実施されている。

取組みの主体となっているのは全国の漁業者である。漁協系統組織は、14年11月のJF全国代表者集会において、「水産日本の復活」を目指して全国の漁村で「浜の活力再生プラン」を策定し、漁業者自らによる漁業の構造改革に取り組むことを決議した。以来、全国約600におよぶ地域において、漁業者と漁協が主体となり市町村も参画して漁業の振興・再生策が立案され、漁業所得の向上と担い手漁業者の確保・育成に向けた生産設備の整備や加工商品の開発、販路拡大等の取組みが地道に進められている。

このような取組みを進めるなか、日本の漁業産出額は13年以降3年連続で増加に転じ、若年の漁業就業者も増え始めている。さらに、国産水産物の消費拡大に向けた「プライドフィッシュプロジェクト」や輸出伸長に向けた取組みも全漁連によって展開されており、日本の水産業と漁村はいま再生に向けて着実に動き始めている。

ただし、「水産日本の復活」への道のりはまだ始まったばかりである。これからも漁業者の主体的な努力を国全体としてさらに後押ししていくことが求められている。

（（株）農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂・やなぎだ しげる）

今月のテーマ

地域漁業の振興と漁協

今月の窓

「水産日本の復活」に向けた漁業者と
漁協の取組み

(株)農林中金総合研究所 代表取締役専務 柳田 茂

浜の活力再生プランの取組状況と地域漁業振興の課題

亀岡鉦平 — 2

海はひとつ 女性部の心はひとつ

活動からたどる漁協女性部の歩み

田口さつき — 22

情
勢

漁協自営漁業の実態

一般財団法人 農村金融研究会 主任研究員 尾中謙治 — 34

談話室

地域漁業のマネジメント

全国漁業協同組合連合会 専務理事 古関和則 — 20

統計資料 — 40

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

浜の活力再生プランの取組状況と 地域漁業振興の課題

研究員 亀岡鉦平

〔要 旨〕

水産庁は漁村振興策として「浜の活力再生プラン」を2014年度から実施している。プラン作成・実施の中心となるのは漁協であり、5年間の取組みを通じて漁業者の所得を1割向上させ、それによって漁村を活性化することがプランの目標とされている。

プランに基づく具体的取組状況に目を向けると、取組内容そのものは多様だが、全体として、①プラン以前からの取組みの蓄積があったために着実に実施されていること、②取組みの方向としては、地元に向けられたものが多くみられること、また地元外向けの取組みが地元向けにシフトしつつあること、といった特徴を確認することができる。特に②の動向の背景には、地域における漁業の地位向上という漁協の意図がある。また、このような動向については、地域社会への波及効果を含めて、プランを単に漁業内部の施策にとどまらせない可能性を示すものと捉えることもできる。

政策手法としてのプランにはいくつかの課題があると考えられるが、その中には普遍的に漁村振興策全般の課題と言えるものもあり、プラン後を見据えた漁村振興体制の構築が既に現時点において課題になっていると言える。

目 次

- はじめに
- 1 浜の活力再生プランの概要
 - (1) 基本的な内容
 - (2) 政策実施の背景
 - (3) プランの策定状況
 - (4) 今後の展開
- 2 プランに基づく取組みの諸類型
- 3 取組事例の検討
 - (1) 高度衛生管理型施設を中心とした流通体制の整備
—茨城県磯崎漁協—
 - (2) 出荷方法の改善による魚価向上
—福岡県糸島漁協—
 - (3) 6次化と魚食普及
—静岡県いとう漁協—
 - (4) 他組織との連携
—富山県魚津漁協—
 - (5) 小括
- 4 取組事例から見えてくる課題
 - (1) 政策手法にかかる技術的課題
 - (2) 現場における取組みのあり方に関する課題
 - (3) プランにとどまらない取組みの発展に向けた課題

はじめに

現在水産庁の地域漁業振興策として、浜の活力再生プラン（以下、基本的には「プラン」という）が実施されている。プランは、第一次産業の成長産業化を標榜する農林水産業・地域の活力創造本部「農林水産業・地域の活力創造プラン」（2013年）の中においても「水産日本の復活」のための施策の一つとして位置づけられている。また、プランの策定は既存あるいは新規の各種補助事業採択の条件となっており、さらに具体的政策目標として漁業経営体の所得の10%向上を掲げた意欲的なものとなっている。このプランの補助事業との関連性の高さゆえに、後述の1 (3)「プランの策定状況」において整理するように、現時点で全国の相当数の沿岸域においてプランに関連した活動が行われており、政策としてのプランの存在感は大きい。そして沿岸漁協が策定の主体となっているために、プランの内容は必然的に地域漁業の性質や地域固有の事情を色濃く反映した多様なものとなっている。

本稿は、実施からおよそ2年半が経過したプランについて、その各地域における具体的実施状況を中心に、現段階を整理することを課題とする。以下では、第一に、検討の前提としてプランの基本的な骨子や政策実施の背景の確認、全国における策定状況の整理等を行う。第二に、プランに盛り込まれている取組内容には一定の傾向が確認できることから、その類型区分を行い、

全体の特徴を把握する。第三に、類型区分への対応も意識しつつ、異なるタイプの取組事例を4つ取り上げ、その内容を一つ一つ確認していく。最後に、プランの実施状況から見えてくる課題や今後の改良点についていくつか指摘を行い、今後の地域漁業振興策のあり方について検討する。

1 浜の活力再生プランの概要

(1) 基本的な内容

プラン実施の根拠となっている依命通知^(注1)（以下「通知」という）において、「改革に取り組む意欲のある漁村が、その実態に応じた総合的かつ具体的な取組内容及び改善目標を定めた浜の活力再生プランを策定し、実行することにより、漁村における漁業者の所得向上を実現させ、もって漁村の活性化を図る必要がある」（傍点筆者）と提示されているように、プランの基本的な目的は、漁業者の所得向上を通じた漁村の活性化である。この所得向上については、「当該プランに掲げる目標年度までに1割以上増加」として具体的数値目標が掲げられている。事業期間は基本的に5年間とされているので、漁業者が5年間の取組を通じて自身の所得を1割以上増加させることが目標となっていることになる。また、傍点を付した箇所注目すると、漁業者の所得向上によって漁村が活性化する、つまり漁業者の所得向上が漁村の活性化に直結するという認識が明確に現れている。しかし、これは別の見方をするなら、漁業者の所得向上と

は直接的には関連しない漁村活性化の取り組みは必ずしもプランにおいて積極的に位置づけられていないと読むこともできる。

漁業者の所得向上に向けた取り組みは、直接的に漁業収入の向上に関するもの（例：販路拡大のための鮮度維持）と漁業コストの削減に関するもの（例：省燃油化）の2種類からなり、これら2つをともに実施することがプランにおいては求められている。この漁業収入の向上とコスト削減を実施するための手段として、各種の補助事業がプランの「関連施策」として位置づけられている（第1表）。ここで言う「関連」とは、プランの策定が補助事業の採択要件となっていたり、優先的な支援対象となるための条件となっていることを意味する。プランの内容とその実施手段である補助事業とが明確にリンクしている点はプランの政策手法上の特徴の一つとも言える。

また、プランの策定主体として漁協が想定されている点もプランを理解するうえで

は重要な点であると考えられる。通知はプランの策定主体とされている「地域水産業再生委員会」について、その構成員として「当該地域で水産業の中核をなす水産業協同組合又は漁業者団体」すなわち沿岸漁協の参加が必須であると定めている^(注2)。水産政策の全般的特性として、施策実施に際しての行政の漁協に対する依存度の高さはしばしば指摘される^(注3)ところであるが、地域ごとの多様性と統一的な政策適用の困難さを特徴とする水産業において、施策の実質的な実施主体として漁協を位置づけるという方針は現実的な判断としておのずと導出されたものと考えられる。漁協とともに漁協が所在する市町村も再生委員会の必須の構成員となるが、取組内容に応じて水産加工業者や流通業者等の関連事業者を構成員とすることもでき、さらに構成員あるいは再生委員会の意思決定に関与しないオブザーバーとして都道府県や漁連が参画している場合も多い。実際のプランの策定手順として

は、漁協参事が地域の諸課題を勘案しながら素案を作成し、行政との調整のうえで漁協内部の形式的意思決定過程を経る、という経路が一般的なようである。

(注1) 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」（平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知）。

(注2) 沿岸漁協以外にも業種別漁協が主体となっているプランも存在する。

(注3) 加瀬（2016）11頁参照。

第1表 浜の活力再生プランの関連施策

(1)プランの策定が採択要件である事業	<ul style="list-style-type: none"> ・もうかる漁業創設支援事業 沿岸漁業版 ・離島漁業再生支援交付金の新規就業者特別対策交付金 ・産地水産業強化支援事業
(2)プランを策定した地域において優先配慮等がされる事業	<ul style="list-style-type: none"> ・再編整備等推進支援事業 ・新規漁業就業者総合支援事業 ・漁業者保証円滑化対策事業 ・水産加工業経営改善支援事業 ・生産海域等モニタリング体制整備事業 ・漁村女性地域実践活動促進事業 ・水産業の省エネ・低コスト新技術導入加速化事業 ・有害生物漁業被害防止総合対策事業 ・二枚貝資源緊急増殖対策事業 ・水産多面的機能発揮対策事業 ・水産物供給基盤機能保全事業

資料 「浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について」（平成26年2月6日付け25水港第2656号農林水産事務次官依命通知、一部改正平成28年3月29日付け27水港3181号）を基に作成

(2) 政策実施の背景

はじめに漁村政策の沿革をたどると、大正末期に沖合漁業のような資本制漁業生産との対立から小規模沿岸漁業の窮乏問題が発生した時点において、政策課題領域としての「漁村」が登場したと見ることができ^(注4)る。また、農業基本法の漁業版である沿岸漁業等振興法（63年）においては、農業基本法と同様に沿岸漁業等従事者の他産業従事者との生活水準の均衡が法の目的としてうたわれていた。現行の水産基本法（01年）においても「漁村の総合的な振興」が明言されているが、戦後の漁村政策には、漁家所得の向上、漁業経営体の育成、漁港の整備を中心とした漁村空間の形成等を課題とし、公共土木事業を主な手段として展開してきたという基本的特徴があると考えられる。

このように漁家所得の向上をはじめとする諸課題は以前から引き継がれているものだが、浜の活力再生プランが実施されることとなった背景としては、漁業経営や漁村を取り巻く環境の厳しさとそれへの対応の必要の2点が挙げられる。この点に関して、水産庁によるプランの説明資料である『水産業を核とした漁村の活性化』（14年）は、5点の背景事情を挙げる。

第1は、資材価格の高騰である。燃油（A重油）の価格は09年前後に一度大きく下落したが、現在まで長期的には上昇傾向にあり、10年を100とすると、93年には20強であったのが、13年には140に達している。一方この間企業物価指数はほぼ横ばいで推移し

続けてきた。

第2は、漁労収入に占める漁労支出の割合の増加、すなわち漁業コストの比重の増加である。統計の連続性のある06年以降において、漁労収入が漸減傾向にあるのに対して、漁労支出がほぼ横ばいで推移してきたことから、結果的に漁労支出の割合は増加し続けた。具体的には、06年時点において61.0%であったのが、13年には68.2%にまで増加した。

第3は、漁労所得と勤労世帯所得の間の格差の持続である。第2点と同様に06年以降において、前者は後者の30～40%程度で推移し続けている。

第4は、漁村人口の減少と高齢化率（65歳以上人口の比率）の高さである。漁村人口は00年時の268万人から14年には203万人にまで減少するとともに、漁村の高齢化率は同時期に25.3%から35.1%にまで上昇している。漁村における高齢化率は、同時期における日本全体の動向を常に9%程度上回って推移してきた。

第5は、漁業就業者数が減少傾向にあるとともに、高齢化が進んでいることである。漁業就業者数は88年時の39.2万人から14年には17.3万人と半分以下まで減少すると同時に、漁業就業者に占める65歳以上男性の占める割合は同時期において10%から30%まで増加した。

以上のような事実から、水産庁は、収入の直接的向上とコストの抑制を通じて漁業者の所得を総合的に増加させ、それによって漁村人口の減少と高い高齢化率という漁

村の現状を改善することが必要だとの認識を得たものと考えられる。ここで取り上げられた事実一つ一つは、漁業を取り巻く客観的危機として重く受け止めなければならない。しかし、上記の説明資料からは、例えば収入が低いゆえに漁業就業者数が減少しているとの認識が読み取れるが、外在的要因（例：漁業就業に対して他産業の採用行動がもたらす影響等）を顧慮していないという点において、現在の漁業・漁村問題を構造問題として認識する視点を欠いたものとなっているように思われる。^(注5)

(注4) 勝又 (1964) 217頁参照。

(注5) 加瀬 (2013) 参照。なおここで指摘したような単線的な問題把握の仕方は、ともすると漁業就業者数の低迷は漁業権制度が地域外からの参入を妨げているために生じている、といった短絡的な認識につながるものであり注意が必要である。

(3) プランの策定状況

現在のプランの策定状況を見ると、17年2月末時点で588のプランが策定済みである。1漁協1プランが基本だが、特定の地域や漁業種類・魚種ごとに複数の漁協がまとまって1つのプランの主体となっている場合も多い（例：千葉県、広島県内のプラン）。1県1漁協の場合は、①漁業の性質に応じて県内を地区に分けて地区ごとにプランを作成する（例：石川県）、②地区分けはせず漁業種類ごとに複数のプランを作成する（例：山形県）、③地区別かつ漁業種類別にプランを作成する（例：宮城県）といった形でプランが作成されている。未承認だが現在策定中のプランも69あることを踏まえると、

全体としては全国の沿海地区出資漁協960（16年3月31日時点）のうち、相当数の漁協においてプランに関連した活動が行われていることがわかる。

なお16年度からは「浜の活力再生広域プラン」（広域浜プラン）として、単協単位ではなく複数の浜・漁協にまたがった諸課題（例：産地市場の統合、広域でのブランド化）や中核的漁業者に対する「浜の担い手漁船リース事業」への対応を内容の中心とする政策も併せて進んでいる。この広域浜プランは、17年2月末時点で103の広域地区において承認されている。広域浜プランに関しては、水産庁担当者が言及しているとおり、予算編成上TPP対策、すなわち水産業の競争力強化という目的が前面に出たものとなっている。^(注6)

(注6) 日刊水産経済新聞 (2016年6月30日付)

(4) 今後の展開

今後個々の取組みがより効果を発揮するように、全国漁業協同組合連合会（全漁連）においては、①優良事例の周知・普及のための全国およびブロック別での会議の開催、②ビジネスマッチングの実施等が企画されている。後者に関しては、プランに基づく取組内容の中心的なものの一つが販路拡大に関わるものであることから具体性の高い対応が求められているところであり、例えば農林中央金庫の主催により継続的に実施されている商談会の活用等が想定されている。また、小売業やホテル向けの納入実績のある「プライドフィッシュプロジェクト」^(注7)

との連携による相乗効果の発揮も計画されているところである。

(注7)「プライドフィッシュプロジェクト」とは、四季ごとに各県JFグループが各県域の代表的な魚種を選定し、その魚を食べることができる飲食店等について広く情報提供を行うことで水産物消費拡大を図るという全漁連主催のプロジェクトである。「プライドフィッシュ」という名称には、漁業者自らがその「プライド」にかけて薦める魚という意味が込められている。

2 プランに基づく取組みの諸類型

プランそのものは数として588承認されているが、全体を俯瞰すると、プランに基づく取組みには一定のパターンがあるように思われる。そこで、取組みの①内容、②方向(対象)、③主体という3つの異なる視

点から、プランの類型分けを試みたのが第2表である。^(注8)

第2表の考え方について説明すると、まず取組みの内容に関してはプランの内容そのものであることから表頭に設定し、大きくは販路の拡大・強化、生産・流通の変化、消費拡大等のソフトな取組みの3つの類型に分類した。また、同じ類型の取組内容であっても、取組みの向けられる方向によって具体的な個別の取組事項は変化することが予想される。ここでは、ヒアリング調査を通じて得た知見に基づき、地元向けと地元外向けの2つの類型に分類した。ここで言う「地元向け」とは、漁協が管内としている地域社会や組合員を取組みの対象としているという意味であり、「地元外向け」と

第2表 プランに基づく取組みの諸類型

方向	内容		
	販路の拡大・強化 (供給側に向けられた取組み)	生産・流通の変化	消費拡大等のソフトな取組み (需要側に向けられた取組み)
地元向け	<ul style="list-style-type: none"> ・6次化(直売所・食堂・加工事業等)(*いとう) ・未利用資源の活用・商品化 ・地元商店への直接販売 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理水準の向上(船上・市場、設備・技術)(*磯崎, 糸島) ・加工事業等を利用した需給調整(*いとう) 	<ul style="list-style-type: none"> ・料理教室・漁業体験・文化継承(*いとう) ・買い物難民対応, 移動販売車(*魚津) ・PR活動による地元漁業の認知度向上(*磯崎, 糸島, いとう) ・組合員活動の活性化
	<ul style="list-style-type: none"> ・JA等の直売所・道の駅への出荷 ・飲食店との連携 ・加工工程等における水福連携 ・加工品の共同開発 ・学校給食・介護食等への素材提供(*いとう) 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関との連携による技術開発 ・間伐材を用いた漁礁設営(*魚津) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元栄養士との連携(*いとう) ・生協との連携による産地情報の展開(*魚津) ・PR活動の共同実施(*魚津)
地元外向け	<ul style="list-style-type: none"> ・6次化(直売所・食堂・加工事業等)(*いとう) ・インターネット販売 ・ブランド化(*糸島) ・主要消費地向けの出荷, 輸出(*糸島) 	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理水準の向上(船上・市場、設備・技術)(*磯崎, 糸島) 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光漁業 ・各種PR活動
	<ul style="list-style-type: none"> ・広域・地域ブランド化 ・飲食店との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・他産地との情報交換・相互改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就漁者のあっせん・受入れ ・観光協会との連携による観光客誘致(*魚津) ・消費者との交流, ファンづくり

資料 全国漁業協同組合連合会資料等を基に作成

(注) 本稿で取り上げる4漁協の取組内容と合致する項目については、末尾括弧内に各漁協名を付記した。

は、地元地域社会以外の都市部に居住している消費者や観光客を取組みの対象としているという意味である。

同表の基本的な構造はこの2つの軸によるが、さらに取組みの主体という副次的な軸を表側に設定した。この取組みの主体という軸は取組みの内容や方向のように取組みの類型そのものを規定するものではないが、取組みの幅の広さを規定するものだと考えられるため、ここでは漁協独自の取組みと他組織との連携による取組みをそれぞれ区別して記載した。なお同表で取り上げた個々の取組み内容の具体例は、全漁連作成の資料を参照しつつ、全国のプランを広く閲覧したうえで、地域を問わず多く挙げられていた取組み内容をピックアップしたものである。

同表によると、第一に、いずれの取組み内容についても取組みの方向として地元向け・地元外向け双方の可能性があり得ることがわかる。しかし、取組みの具体的内容は、どちらの方向かによって大きく異なる場合があり、例えば同じ販路拡大と言っても、ブランド化やインターネット販売はもっぱら地元外向けの取組みであり、地元飲食店との連携は地元向けの取組みということになる。また、6次産業化（以下「6次化」という）や衛生管理水準の向上のようにどちらの方向でも共通する場合もあり、この限りでは一つの取組みが応用可能性を備えていることがわかる。個々の取組みをどのような方向性をもって推進するかは、各漁協の問題意識、各浜の問題状況によって規

定される。以下の事例検討において言及するように、プラン以前から実施されている取組みがそのままプランに基づく取組みへとスライドしている場合が多いことから、漁協の既往の活動状況に規定される面も大きい。

第二に、いずれの取組み内容についても、主体において他組織との連携という要素が加わることで、取組みの可能性の幅が広がっていることがわかる。他組織との連携による取組みは、多くの場合漁協独自の取組みがあったうえで発展的なものとして行われており、他組織との連携による取組みしか想定されていない例はほとんど見られないことから、各取組み内容に厚みを加えるための有効な手段であると考えられることができる。

(注8) 高知県漁協清水統括支所における漁場探索船による操業の効率化のように、コスト削減にかかる取組みに関しても独自性のある取組みを行っている事例が見られるが、多くの漁協において船底清掃、減速航行等取組み内容が共通していることから、ここでは取り上げないこととする。

3 取組事例の検討

次に、以上の類型分けを念頭に置きつつ、個別事例としてタイプの異なる4つの漁協における取組みを見ていく。

(1) 高度衛生管理型施設を中心とした流通体制の整備

—茨城県磯崎漁協—

a 組合概況

磯崎漁協は茨城県ひたちなか市に位置している。主な漁業種類は船びき網漁業と小

型底びき網漁業であり、シラス、ヒラメ等を中心に漁獲している。また、漁協自営で陸上アワビ養殖も行われている。現在の組合員数は、正組合員28名、准組合員10名となっており、非常に小規模な漁協である。この点に関してはこれまで合併を経験していないという事情も関係している。年齢構成は正組合員の過半が50歳代以上となっており、高齢化が進んでいる。

b 取組みの内容

磯崎漁協のプランに基づく取組みの特徴は、高度衛生管理型^{にさばきじよ}荷捌所を利用することによる流通体制の整備と漁獲物の鮮度・品質向上という点にある。磯崎漁協は、一定のマニュアルに基づき閉鎖型の荷捌所を利用し、漁獲物の衛生管理水準を高めることで、魚価を向上させ販路を維持拡大することを企図している。

c 取組みの目的・背景

磯崎漁協においては、15年4月に高床・閉鎖型の高度衛生管理荷捌所が新設された。この荷捌所を新設した直接の理由は、プランではなく東日本大震災による旧荷捌所の被災であった。旧荷捌所は全壊したわけではなかったが、老朽化が進んでいたこともあり、復興交付金を利用して新たに荷捌所を新設することとなった。

高度衛生管理型荷捌所として整備された背景事情としては、築地市場の豊洲移転も関係している。元々磯崎漁協は漁獲物の大半を築地市場の特定の卸売業者に直接販売

第3表 磯崎漁協荷捌所の設備内容

設備内容
<ul style="list-style-type: none"> ・延べ床面積376m² ・高床式・閉鎖型 ・活魚水槽2層 ・製氷機(2トン/1日) ・貯氷庫(3トン) ・冷蔵庫(17.2m²) ・海水ろ過および紫外線滅菌装置 ・作業場(場内に急速冷蔵庫1台, 冷凍庫2台, 冷蔵庫2台)

資料 筆者作成

してきたが、築地市場が衛生管理水準の高い豊洲市場に16年11月に移転する予定であったことから、産地も同水準の設備とするために、現在の荷捌所として整備されることとなった(荷捌所内の設備内容等は第3表を参照)。また荷捌所の利用にあたっては、①講習会の開催、②現地指導の受講、③独自の品質・衛生管理協議会設置要領や管理要領の整備等を行ったうえで、16年4月12日に大日本水産会が定める優良衛生品質管理市場・漁港認定制度に基づく認定を取得した。これは全国で13か所目の認定であり、関東地方では初めての認定であった。

以上のように、現代の市場関係施設整備の潮流でもある高度衛生管理化に対応することで販路を維持・拡大する意図を込めて現在の新荷捌所は整備された。

d 現在の動き

以上のような形で荷捌所は整備されたが、衛生管理の高度化それ自体は漁獲物に直接的に付加価値を付与するものではなく、したがって魚価の向上を必ず約束するものでもない。他地域の高度衛生管理型施設においては、施設のHACCP対応等を梃として

しばしば輸出を含めた地域外への売り込みを標榜している例があるが、市場施設の衛生管理化が全国で進むことで差別性・優位性が相対化しつつあるという事情もあり、販路を対外的に拡大することは必ずしも容易なことではない。つまり、市場施設の衛生管理力を向上することそのものを目的とするのはあまり実益がないということである。

このような一般的状況があるなかで、磯崎漁協は荷捌所を水産物の地産地消の拠点として位置づける方向を模索している。上記のとおりこれまでの流通体制では、漁獲物は地元にはほとんど流通しない仕組みになっていた。一方で、ひたちなか市では全国的にも珍しい魚食普及条例（「ひたちなか市魚食の普及推進に関する条例」）が16年3月に制定されており、市民ベースでの地元水産物へのニーズ向上の気運が高まっている。一般論としても、安定した販路・消費地として地元地域を位置づけるのは現実的な対応であると考えられる。

そこで、磯崎漁協では、消費拡大の見込みがありさらに高鮮度をセールスポイントとした売り込みが可能である地元地域を重視することとしたのである。地産地消と荷捌所の具体的な接合としては、通常の鮮魚流通のなかで地元対応を強化するだけではなく、荷捌所内にある加工場での加工品生産の強化も構想されており、さらに現在は道の駅や地元農協との連携を通じた地域社会との接点の拡大も検討しているとのことである。

(2) 出荷方法の改善による魚価向上

—福岡県糸島漁協—

a 組合概況

糸島漁協は福岡市にほど近い糸島市に所在している。管内では多様な漁業が営まれているが、水揚金額で見ると、一雙・二双吾智網漁業と一本釣漁業の比重が大きい。カキ養殖も盛んであり、毎年シーズンになると各浜に養殖漁業者が経営するカキ小屋が開店し、多くの観光客でにぎわうとともに地元雇用の創出にも役立っている。また、糸島市を含めて福岡県日本海側沿岸部は全国でも有数の直売所密集地として知られており、糸島漁協も直売所「志摩の四季」を設立・運営している。糸島漁協の現在の組合員数は、正組合員338名、准組合員71名である。

b 取組みの内容

糸島漁協におけるプランに基づく取組みとして、ここではサワラの域外への高鮮度出荷の取組みを取り上げる。^(注9)この取組みの基本的な内容は、一本釣りで漁獲したサワラについて、鮮度維持処理を行ったうえで取引量の多い岡山県中央卸売市場に出荷し、サワラの魚価向上を図るというものである。

(注9) 糸島漁協がプランに基づいて実施している取組みは、直売所を利用した魚価の安定向上、地元小中学校向けの魚食普及活動、6次化の取組みとしてのカキ小屋のPR、国内有数の水揚量を誇る天然マダイのPR等多岐にわたっている。本稿では、独自性・固有性が最も高いと考えられるサワラの域外への高鮮度出荷を特に取り上げることとした。

c 取組みの目的・背景

糸島周辺含め福岡県沿岸域では、元々一定量のサワラの漁獲があり、特に07年以降は漁獲量が150トンを超える年が多く漁獲量は中長期的には増加傾向にあったが、県内にはサワラを消費する食文化がなく、通常の市場出荷によって処理しているだけだった。他方でサワラの消費地としては岡山県が著名で、全国の消費量のうち3割程度は岡山県で消費されているという事情もあり、岡山県では鮮度の良いサワラは好条件で取引される傾向があった。糸島漁協では、このような事情を背景に、岡山県内の消費地市場の卸売業者から一本釣りで漁獲され鮮度保持されたサワラを出荷してほしいというオファーを受けることとなった。

この要望を契機として、岡山県内の市場業者との意見交換等を通じ、ニーズにかなった鮮度保持のあり方を模索しながら、締め方や脱血処理の方法等について漁協独自で規格を定めることで、漁業者間での品質の統一化を実現し、消費地の需要にかなった安定的な生産出荷体制を構築するに至った。処理の規格化・マニュアル化に際しては、岡山県向けの出荷を先行して行っていた長崎県壱岐の取組みを参考にしたという。

このような岡山県向けの高鮮度サワラ出荷はプラン以前から準備がなされていたものであり、プランが開始された14年から本格的に実施されることとなった。さらに、この取組みの成果は、既に単価の向上という形で現れている。従来出荷と岡山向け出荷のキロ当たり単価を比較すると、前者が

1,207円なのに対して後者は1,455円と後者の方が250円程度高くなっている。^(注10) 明確な統計はないが、高鮮度集荷に振り向けられるサワラが漁獲量の3分の1程度であることを勘案すると、漁業者の所得向上にも寄与する結果が出ていると考えて良いと思われる。

(注10) 福岡県 (2016) 『福岡県農林水産業・農山漁村の動向—平成27年度農林水産白書—』 81頁。

d 現在の動き

糸島漁協における高鮮度サワラ出荷の取組みは、地域外に販路を拡大することで魚価向上を図るものであり、漁協が出荷基準を策定することで集団による面的取組みとして体制が構築された点に特徴がある。糸島漁協の取組みは評判を呼び、福岡県内のほかの漁協においても同様の岡山県向けの高鮮度出荷が開始されるという広がりも見せている。

しかし糸島漁協自身は、岡山県向けの出荷は継続しブランド「本鱈」としての確立を目指しつつも、岡山県向けで確立された方式を東京向けに広げるといった対外販路の拡大を必ずしも目指してはおらず、消費拡大の先を地域外から地域内に向けつつある。

今後地元消費の拡大を目指す理由としては、①高鮮度をセールスポイントとする方法は、地元向けにこそアピールするものであること、②高鮮度サワラは豊富な直売所という地元の流通販売基盤を活性化するための商材として位置づけ得るものであること、③岡山県からの引き合いがあるのは中

型以下のサイズのため、大型サイズのサワラに関しては需要が弱く消費拡大先を別途模索する必要があること、といった点があるという。実際にこの方針に基づく動きとして、17年2月には糸島漁協が中心となって「糸島さわらフェア」が開催され、糸島産サワラを提供する福岡市・糸島市の飲食店と連携したPR活動が行われている。対外的な販路拡大だけを追求するのではなく、地元への普及・周知を重視することによって、販路拡大による所得の向上とともに、地域漁業や漁協の取組全般に対する認知向上が期待されているものと考えられる。

(3) 6次化と魚食普及

—静岡県いとう漁協—

a 組合概況

いとう漁協は、神奈川県にほど近い静岡県伊東市に所在している。その立地から、都市住民がダイビング等のマリレジャーのために訪れることも多い地域の漁協である。管内の漁業は多様だが、ほかの事業との関連という点では漁協自営漁業としての定置網漁業が重要である。この定置網漁業で水揚げされる漁獲物（アジ、サバ、ブリ等）は、直営食堂の「波魚波」^{はとぼ}で提供される料理の素材として利用されたり、地元スーパーに週2回直接販売されたりと、漁協独自の取組を支える要となっている。なお組合員数は、正組合員368名、准組合員1,862名（15年度）であり、複数回の合併を経ていることから比較的規模の大きい組合であると言えるが、正組合員数は減少傾向にあり、

地域漁業の振興に対する組合職員の危機感
は強いものがある。

b 取組みの内容

いとう漁協のプランに基づく特色ある取組みとして、ここでは以前から取り組まれていた自営加工事業による6次化を新たに魚食普及と結びつけている点を取り上げる。いとう漁協は自営事業としてサバすり身を製造・販売しているが、その販路・利用先として地元学校給食や高齢者施設を重視しており、販路拡大を地産地消の推進によって達成しようとしている。

c 取組みの目的・背景

いとう漁協では、魚価の下支えを目的としてプラン開始以前の11年からサバのすり身加工事業を実施している。これは、漁獲されたサバのうちサイズや漁獲量の都合から既存の販路に適合せず、魚価低迷の要因となっていた分の有効利用を目的として実施されているものである。製造されたすり身は「サバ男くん」の名称で商品化され、^(注11)キロ当たり1,000円で販売されている。また、この加工事業への着手にあたっては、原料調達のための制度的基礎として、漁協自身が買参権を有していることが大きい。いとう漁協は旧伊東漁協時に既に加工事業を念頭に買参権を取得しており、現在ではこの買参権が上記のすり身事業を実施する^(注12)うえでの基盤となっている。

このすり身製品の販路として、地元学校給食や高齢者施設を位置づけ地産地消を明

確に志向している点がいとう漁協のプランの特徴である。給食や介護食は骨のないすり身製品と相性が良いという点が基礎にあるが、給食センターや高齢者施設で働いている栄養士を対象にすり身製品の調理法提案会の実施等の地道な活動を通じて、地元向けの販路拡大・定着が目指されている。加工事業への着手を模索する漁協は多いが、その販路として関係作りに着手しやすい地元販路を重視し、さらに今後拡大の可能性の大きい介護食市場も視野に入れている点は注目すべきものと考えられる。

(注11) 本商品を利用した「サバ男くんのトマトソース」は、14年のFish-1グランプリにおいて準グランプリを獲得しており、加工原料としての利用価値について既に対外的な評価を獲得している。すり身の和食向け以外の用途開発は、すり身製品全般の販路拡大を考えるうえで重要な課題である。

(注12) 全国において典型的には、①組合員が漁業生産に従事し、②漁協が産地市場を運営し、③地元仲買人が漁獲物を買取り流通させる、という役割分担がなされている場合が多い。それゆえに、漁協が買参権を持ち市場での買いつけに参加するというのは、地元仲買人との調整を伴う難しい問題であり、全国の至る所で漁協による6次化を妨げる要因の一つとなっている。

d 現在の動き

このように6次化と地元向け魚食普及を巧みに位置づけているのがいとう漁協の取組みであるが、同時に課題もある。

最も大きな課題は、加工生産の継続性・安定性の問題である。未利用資源の活用や鮮魚の価格調整を前提としたものであるために計画生産が難しく、生産量にも限界がある。特に学校給食の場合、献立はまとまった期間において先まで決定済みのことが

多く、給食向けの販路拡大が同時に生産の計画性の強化を要請することとなり、漁協の対応力とのバランス確保が難しい局面もしばしば現れているという。加工を担う労力確保の問題も同時に顕在化しつつある。

また、以上の問題とは逆に販路の行き詰まりもまた加工事業に伴う難しさでもある。鮮度の良い原料を使用している点を見逃してはならないものの、基本的には付加価値を付与しづらいすり身製品であるために、調理方法の開発とそのPR等を通じた販路拡大努力が不可欠という製品特性の問題がある。すり身製品は主に鮮魚を期待する客層と合致しないことから、直営食堂でのメニューへの組入れを断念したという経験もある。

漁協としては、引き続き地元栄養士等との連携を重視するとともに、地元高校等でも料理教室を開催することで、地元に対する魚食普及・販路拡大という方向性を引き続き維持する方針である。サバ以外にもイサキ、シイラ、イカを原料とした同種のすり身商品の開発も実施しており、漁協が無理なくやり得る範囲の中で、漁業者の所得向上に貢献し得る加工事業のあり方が模索されているところである。

(4) 他組織との連携

—富山県魚津漁協—

a 組合概況

魚津漁協は富山県東部魚津市に所在している。魚津沖の海面がホタルイカ群遊海面として特別天然記念物に指定されているこ

とからもわかるように、ホタルイカの産地として著名であり、漁業種類としては定置網漁業とかご網漁が中心である。なおこの地域はカニかご漁業発祥の地でもある。また04年に高度衛生管理型荷捌所を建設しており、この種の施設の導入事例としては全国的に特に早い事例となる。この荷捌所は取扱量4,078トン（12年）と大型の施設である。現在の組合員数は、正組合員210名、准組合員1,450名である。

b 取組みの内容

魚津漁協のプランに基づく取組みの特徴は、個別の取組内容そのものではなく、取組みを行うにあたって他組織との連携が想定されている点にある。例えば、地元農協との協同による直売所の運営、森林組合との地域振興イベントの共同実施、魚津市観光協会との協同による地域漁業の観光資源としての活用といったものである。他組織との連携によって、漁協単独では行い難い活動を実施している点が注目される。

c 取組みの目的・背景

魚津漁協は複数の連携先を有しているが、第一に地元農協との連携がある。その経緯は次のとおりである。

現魚津漁協は96年に3漁協が合併し設立された漁協だが、合併前の旧漁協のうちの一つである旧経田漁協が保有していた産地市場は、合併後は取引を行わない単なる荷捌所となった。この結果、設備の遊休化、地元の活気の低下、商業施設の撤退といっ

た負の影響が顕在化し、高齢化も相まって地域内に買い物弱者が発生することとなってしまった。それへの対策として、13年に漁協自身が農協から提供を受けた農産品を取り扱う経田地区居住の組合員向けの直売所を旧産地市場の空きスペースで開店することとなった。現在の開店のペースは週1回にとどまり、生鮮品を扱っているだけだが、プランへの着手を契機として開店日数の増加や生活購買品の取扱い等含めた体制構築が検討されている。体制の整備にあたっては、農協のほかに地域振興会も参画することとなり連携の範囲が拡大している。

第二に、森林組合との連携が挙げられる。冬季が閑散期となる森林組合と繁忙期となる漁協との間で互いの問題を解決したいということで接近したのがきっかけとなり、これまでも各種地域イベントや植樹活動等での協働、間伐材の漁礁利用といった取組みを相互に実施してきた。今後はこれらの活動を継続するとともに、地元農協も含めて「魚津市食のモデル地域協議会」を組織し、地元内外で食関係のイベントを企画するなどプランを機に連携の強化が模索されている。

d 現在の動き

以上のほかにも、観光協会、内水面漁協、県食品研究所、生協、東京都内商店街との連携（空き店舗のアンテナショップ利用）、ブランド化に関する商工会との連携等魚津漁協が行う他組織との連携にかかる取組みは枚挙にいとまがない。共通しているのは、

①漁協単独では行い得ない活動を他組織との連携を通じて実施し、地域社会への貢献や地域経済の振興に一役買っていること、②プランが連携強化のきっかけとなっていることである。これらの連携に基づく取組みは、ブランド化による販路拡大等の漁業者の所得向上に直接的に関連するものとは別に、その周縁部に広がる取組みとして捉えることができる。政策としてのプランは、先に確認したように、漁業者の所得向上の結果としての漁村活性化を標榜しているが、漁村活性化に至る経路は複線的であり得るのであり、現にほかの地域産業を取り込むことで広く地域活性化を志向する実態が現場において自生的に発生している点は注目されるべきものと考えられる。

(5) 小括

以上まで、タイプの異なる4つの取組事例を見てきた。取り上げた取組内容は多様だが、いずれについても、①プラン以前からの取組みの蓄積があったために着実に実施されていること、②取組みの方向としては、地元に向けられたものが多くみられること、また地元外向けの取組みが地元向けにシフトしつつあること、の2点を全体に共通する傾向として指摘することができる。

①は、現実に実行に移されているプランの内容の多くは、プランを策定する際に初めて企画されそれから着手されたものではなく、元々取組みの実態が存在していたか少なくともアイデアがあったものだという事である。これはプランが既存の取組

みを掘り起こしたり発展させたりする役割を果たしているということでもあり、政策としてのプランの成果として認めるべきものであると考えられる。

②については、この種の動きの背景として、安定的な消費地としての期待とともに、地産地消を通じて住民の地元漁業に対する認知を高めることで地域における漁業の地位向上を図る意図があるものと考えられる。特に後者は、漁業者の所得向上という直線的な経路によるものではない漁村活性化の可能性を示唆するものである。それは、魚食普及等を通じた地元漁業の認知向上によって、あるいは漁協が広く地域社会に貢献することによって、漁業や漁協の地位が向上するとともに漁村社会が活性化するという地域内発的な形態があり得るということでもある。現場においては、広く地元経済・地元社会への波及効果を含めて、プランに基づく取組みを単に漁業セクター内部の活動にとどまらせない応用的適用がなされつつあると捉えることができるのではないだろうか。

4 取組事例から見えてくる課題

浜の活力再生プランの実施状況を見ると、漁協が中心となることで地域の実情に合わせた取組みとして着実に実施されていることが理解できる。

また現在は、地元消費の拡大や地域社会への貢献といった形で取組みにおいて地元を重視する傾向が見られることから、所得

の向上だけでなく漁協の地元社会への働きかけの部分も、政策上積極的に評価することが求められつつある。他方で、有意な取組みが現地において多々見られる一方で、それらをプランを超えたものとして位置づけることが必ずしも念頭に置かれていない点は課題の一つであると考えられる。

そこで最後に、取組事例から見えてくるプランの課題も含め、いくつかの課題・論点を挙げることにする。

(1) 政策手法にかかる技術的課題

第一に、政策手法にかかる技術的課題を指摘することができる。プランは5年間の漁業者の所得向上、そしてそれに基づく漁村の活性化という具体的な目標を設定している。しかし、そうであるがために、漁村の活性化という最終的な到達点に至るまでのプロセスが硬直的なものとして捉えられるという状況も発生しているように思われる。この点にかかる課題として、ここでは2点指摘する。

①魚価は市況に左右されやすいことから、固定された数値として所得向上だけを目指とするのではなく、地域社会への貢献等漁業経営体の所得向上以外の成果を積極的に位置づける

プランの基本的な目標は所得の向上であり、プランの内容は所得向上に向けた具体的な取組みによって構成されている。しかし、漁業における所得向上は魚価の影響を受けるものであり、その魚価は漁業者の取

組みにかかわらずその時々由市況によって大きく変動するものである。それゆえに、何らの努力を伴わずとも所得向上が達成されることはあり得るし、逆に様々な有意な取組みを実施したとしても所得が向上しないこともあり得る。この指摘は複数のヒアリング調査先において聞かれた指摘でもある。

計画を立案するうえで、数値目標を掲げること自体は否定されるべきものではないが、漁業所得の向上に向けた漁業者の努力の余地は限定的なものとなり得ることを念頭に置くことも必要であると考えられる。そのように考えるならば、本稿において取り上げたような、漁業所得の向上に直結するというよりも地域社会への好影響をもたらし得る取組みを、プランに積極的に位置づけ評価することもまた検討すべきであると考えられる。

②1年程度の短期での評価・見直し体制の構築、それによる取組内容等の柔軟な組み換え

プランは、基本的に5年間を実施期間として設定している。プランの実施要領である通知によると、内容の見直しや年度ごとの成果報告は必ずしも義務づけられていない。しかし、海洋環境や経済状況の変化によって計画の内容に見直しが必要となることは十分に想定されるところであり、実際にプランに取り組むなかで新たな課題への気づきが促されることもあり得る。プランの策定主体として構成された再生委員会を

基礎として、例えば必要に応じて1年ごとといった短期での評価・見直し体制を用意することもまた必要だと考えられる。

この点に関しては、17年度より「浜の活力再生交付金」によってプランの見直しを行う活動に対する予算的支援が用意されることとなった。交付金の有効活用が期待されるところである。

(2) 現場における取組みのあり方に関する課題

プランの問題として指摘できるのは、プランの政策枠組みの外形上の問題だけではない。現場におけるプランへの取組みのあり方においても一定の課題が存在するようと思われる。漁村活性化をより実効的な形で実現するうえでの課題として、4点指摘する。

①組合員のボトムアップ的参画の強化

プランと組合員（漁業者）の関係から見てくる問題として、地域によってはプランの存在が漁業者に必ずしも十分認知されていないという問題が挙げられる。これは、プランがしばしば漁協職員主導で作成されていることに起因するものである。もとより、これによって内容が現実の課題に即したのものとなる利点も多いが、策定におけるボトムアップ的性格をより強化することで、取組参加における漁業者の主体性を向上させることも可能であるように思われる。

②販売促進活動の具体的な方針の構築

取組内容として全国的に最も多く挙げられているのは、販路の拡大である。個々のプラン上ではブランド化の必要等が半ば定型句的にうたわれているが、競合者が多い以上販路拡大に向けては、ターゲット層の確定や料理コンテストの活用等具体性の高い計画があらかじめ必要となると考えられる。これに際しては農林中央金庫が主催する地域商談会等が手法の一つとして活用される可能性があるだろう。

③自治体独自の水産施策との自覚的すみ分け・使い分け

プランは水産庁による全国統一的な施策であるが、しばしば都道府県以下のレベルにおいて独自の漁村振興策が先行している場合がある（例：岩手県における「地域再生営漁計画」）。このような状況が存在する場合には、個々の漁協・地域における適応の問題として、複数の異なる施策を適切に使い分けることも必要となると考えられる。例えば、次の④の課題と関連して、複数の施策において対象とする漁業種類を分けることで地域漁業全体を何らかの施策で包括するといった巧みさと戦略性が現場に求められる場面もあり得る。

④プランに盛り込まれない漁業種類に対する支援

プランの内容は、しばしば各地域を代表する漁業種類に対する取組みに収れんしている場合がある。しかし、わが国における

地域漁業の多様性は、個々の限定的な地域の内部における漁業の多様性によって特徴づけられるものであり、その結果として、プランでは取り上げられない漁業種類も当然に生じてくる。これも個々の漁協・地域における政策への適応の問題であるが、漁村の活性化を目標とする以上、地域漁業全体に対して広がりのある内容の策定が求められよう。

(3) プランにとどまらない取組みの発展に向けた課題

最後に、プランを超えて各取組みを発展させていくうえでの課題を取り上げる。プランに基づく個々の取組みは、政策としてのプランが終了することに伴い終わられるべきものではなく、持続的な発展が期待されるものがほとんどである。各取組みを規模においても質においても発展させるためには、系統内外における幅広い連携協力関係の構築が有効であるように思われる。

①取組内容の漁協系統内での共有化

販路拡大とともに、例えば、海藻等の未利用資源の利活用・商品化もプランにおいて広く盛り込まれている内容であるといえる。こういった課題に取り組むにあたって、優良な先行事例情報にすぐにアクセスできるなら、取組みの早期着手や組合内部での議論の活性化が期待できると考えられる。全漁連によって地域ブロック会議等の情報の周知・共有化に向けた活動が実施されつつあるが、個々の地域における具体的な取

組内容は、将来的にも他地域における漁村振興策の考案に際しての有益な情報となると考えられるため、キーワードで検索可能なデータベースの構築等の漁協系統内での情報共有体制の整備もまた課題の一つとして挙げられる。

②他組織との連携や商談を円滑化する支援組織の必要性

本稿で取り上げた魚津漁協の事例のように、他組織との連携は取組みの幅を広げるうえで有益な手段であると考えられる。特に小規模漁協においてこそそういったアプローチが求められていると考えられるが、小規模漁協は職員の不足から新しい取組みに着手する余力を備えていない場合が多い。

そこで、他組織との連携を促す何らかの支援組織について検討する必要がある。この役割を行政や漁連が担うことが基本的には想定されるが、それらに限定される必要は必ずしもなく、課題に応じてNPO、小売業者、大学等柔軟に地域内外の組織の助力を得ることを念頭に置いて良いと考えられる。

以上挙げた諸点は、プランに限らず今後の水産振興策のあり方を考えるうえでも示唆するものがあると考えられる。プランは5年間と実施期間の限られたものであるが、漁村振興という政策課題がプランの終了とともに消滅するわけではないため、終了後を見越しつつ、漁村振興政策に普遍的に関わる課題についてあらかじめ整理しておく

ことは、現時点において一定の意義がある
と考えられるからである。

<参考文献>

- ・岡本信男 (1978)『富山県漁村風土記—日本「海の村」の遍歴から—』水産社
- ・加瀬和俊 (2013)『漁業「特区」の何が問題か—漁業権「開放」は沿岸漁業をどう変えるか—』漁協経営センター
- ・加瀬和俊 (2016)「保護された漁協から自律する漁協へ—戦後70年の協同組合運動の課題—」『月刊漁業と漁協』54巻1号, (8~13頁)
- ・勝又猛 (1964)「沿岸漁業村再編成の諸問題」『研究年報』12号, (217~235頁)
- ・田口さつき (2017)「漁協直営食堂で地魚紹介—い

とう漁業協同組合—」『農中総研 調査と情報』web誌, 1月号, (12~13頁)

<http://www.nochuri.co.jp/report/pdf/nri1701re5.pdf>

- ・玉置泰司 (2005)「漁村の活性化」漁業経済学会編『漁業経済研究の成果と展望』成山堂書店, (190~193頁)
- ・田村真弓 (2015)「漁村の活力創生に向けて」『漁港漁場』57巻3号, (2~5頁)
- ・富田宏 (2011)「漁村振興の変遷と今後の課題—津々浦々の来し方と今後を考える—」『漁港』53巻1号, (31~39頁)

(かめおか こうへい)



地域漁業のマネジメント

今、全国の浜では漁業所得向上に向けた「浜の活力再生プラン」（通称浜プラン）の取組みが進められている。この取組みは、漁業者自らによる構造改革を進める点が最大のポイント。浜の元気を取り戻すための処方箋である浜プランを地域の漁協・行政・関係団体等が一体となって策定し、これにより漁業所得の向上、担い手漁業者の確保・育成を図り、浜の活性化につなげようとするものである。

この浜プランは、2014年に採択された5か年の「JFグループの運動方針(2015～2019年度)」において最重点取組事項に掲げているもので、これまでに全国約600の地域で浜プランが策定され実践段階に入っている。この取組みに着手しておおむね3年間が経過し、更なる展開の拡大、取組みの深化を図るため、去る3月13日に水産庁と全漁連の共催で「浜の活力再生プラン全国推進会議」が開催された。

この会議では、全国の漁連、JF、地方公共団体等から約120名の方々に出席いただき、優良取組事例の発表やコメンテーターとして東京海洋大学工藤貴史准教授をお迎えしてのパネルディスカッション等が行われた。

優良取組事例の発表では4つのJFからご講演をいただいております、何れも地域の実情を踏まえた創意工夫と意欲あふれる内容で、参加者にとって大変参考になり、また刺激にもなるものであったと考えている。

ご講演の内容は多岐に亘るものであったが、私なりに印象に残ったものをご紹介します。まず、最初のJF上越(新潟県)からの発表では、加工事業での若手漁業者等の参画による加工企画や販路開拓にかかる取組み、放流サザエ獲り体験、昼セリ見学と言った観光振興に資する取組み等が紹介された。なかでも飲食店や小売店の方々を対象にした地元食材を現地で視察する「味わい交流の旅」の企画(商談会もセット)はなるほどと感じ入った。消費地市場だけでは集められない食材を、現場でストーリー性を持って紹介することは、今どきの消費者のニーズや行動をよく捉えた取組みであると考えている。

次のJFおもえ(岩手県)からの発表では、2011年の東日本大震災による被害の状況と震災直後からの復旧復興に向けた取組みが紹介され、その後の浜プランに基

づいたワカメ養殖の品質統一や生産量増大、あわび稚貝の適正放流等の資源管理・造成の取組み等が紹介された。説明の中で漁協初代組合長の教えとして「天恵戒驕(てんけいかいきょう)」という言葉が紹介され、天然資源は有限であり、乱獲をせず、常に新たな資源を補いながら自然と共存共栄を図ることの大切さを伝えるこの教訓を踏まえて、日々取り組んでいるとのお話があった。これはまさに漁業の基本であり、浜プランもこの基本を十分に踏まえ取り組むことが何より大切であることが改めて再認識された。

3番目はJF鳥取からの発表。こちらは新たな漁業資源アカモク(海藻)の商品化とその販路開拓に向けた取組事例の紹介。これまで地元で誰も見向きもしなかった海藻が、実はミネラルと食物繊維を豊富に含んだ食材であることに着目。一からの商品開発と販路開拓に取り組み、地元テレビにも取り上げられるなど順調に実績を上げられている。身の回りの隠れた資源を商品化した好事例と言える。

最後はJF高知および高知県土佐清水漁業指導所からの発表で、清水サバの知名度向上や販路拡大のための商談会等の利用や飛行機利用による当日配送を実現する取組み、各種鮮度向上対策、加えて担い手確保対策事業と漁師OBによる新規就業者サポートの試みなど、多岐に亘る事例の紹介があった。浜の活性化に向け多面的に、工夫を凝らした取組みが行われていることが大変よく理解できた。

以上の取組事例を見てお分かりいただけると思うが、各々発想も手法も異なる。それぞれの地域が知恵を絞り、地域の人と知恵、水産物、環境などを上手に組み合わせ、利用し、直面する課題解決に果敢に挑戦する姿が見えてくる。この事例発表の後に行われたパネルディスカッションで、コメンテーターの工藤准教授が、浜プランは「地域漁業のマネジメント」ではないかとのコメントをされた。流石、その通りだと思う。自ら現状を改革するためには、まずは人、組織団体、資源、お金、情報(消費者ニーズ等)を組み合わせ、新たに何が成しえるか、成すべきなのかを、地域で自らが考えることが大切である。

その意味で浜プランは自らの未来を描く道標であると信じており、それぞれの浜が将来の姿を考え、それを実践する取組みを、これからも各JFと一体となり支援して行くことの重要性を、改めて確認することができた会議であった。

(全国漁業協同組合連合会 専務理事 古関和則・こせき かずのり)

活動からたどる漁協女性部の歩み

—海はひとつ 女性部の心はひとつ—

主任研究員 田口さつき

〔要 旨〕

漁協女性部は、60年を超える歴史を持つ。魚価の低迷、水揚量の減少などによる漁業の低迷を受け、漁協の女性部の部数、部員数ともに減少傾向にある。しかし、漁協女性部の活動をみると、時代とともに、部員の関心に合わせて大きく変化してきている。女性たちは漁協女性部の活動を通じて、人的な成長を果たし、視野を広げてきた。漁協にとって女性部は、協同組合運動の実践者の集団であり、対外的には広報の役割も果たしている。活動を通じて、漁協の運営にも参画する意欲のある女性たちもでてきている。

目 次

はじめに

1 漁協女性部の成り立ち

2 漁協女性部の推移

3 漁協女性部の現況

4 女性たちが成してきたこと

(1) 家計の安定に向けて努力

(2) 海を守るため、立ち上がる

(3) 魚食を守る

5 女性部が漁協にもたらしたもの

6 女性の声の反映について

おわりに

はじめに

漁村には、朝市での水産物の販売や小学校での魚の調理実習の講師など、多岐にわたる活躍をする女性の組織—漁協女性部がある。漁協女性部は、漁村の女性たちが漁協内に結成した組織であり、60年を超える歴史を持つ。女性部の部員は、仕事や家事の合間を縫って集い、様々なことを学習するとともに、海浜清掃活動など年間計画に基づき活動を行っている。

このような活動の歴史をふり返るとともに、活動に参加する女性たちに、そして漁協にどのような影響をもたらしたのかを考えてみたい。

1 漁協女性部の成り立ち

漁協女性部（以下では、婦人部と呼ばれた時代を除き、漁協に属する女性組織を表す場合は「女性部」で統一）の歴史は、1951年の北海道の盃漁協に始まる。同漁協の管内では当時、不漁続きであった。困窮する組合員を救うべく、組合長が北海道信用漁業協同組合連合会に30万円の借入を申し込んだ。しかし、同会からは「貯金を行うことを条件に貸出を行う。家計を担当する女性に無駄を見直して貯蓄するように指導しなさい」と諭された。そこで、組合長が女性たちに相談したところ、彼女たちは盃漁協婦人部貯蓄実行組合を立ち上げた。

この女性たちの奮起をきっかけに、①漁

家生活の合理化、②貯蓄の励行、③婦人の地位向上などを目指し、全国各地の漁協で婦人部が創設された。^(注1)なお、戦前の漁村産業組合は、指導事業の一環として婦人部を組織していた。また、戦前から各地域で婦人部が組織されていたが、戦後は女性への民主主義の啓蒙のために占領軍の指導で地域の婦人会の設立が推進され、農協でも48年頃から婦人部が結成された。組合の中に女性たちの組織を設立するという発想はその流れをくんでいると思われる。

ただし、50年代から始まった漁協婦人部の設立は女性たちが自主的に立ち上げたものであり、かつてない全国的な広がりがあった。さらに女性たちは、都道府県域の連絡協議会の立ち上げに力を傾けた。この動きを重視した全国漁業協同組合連合会（以下「全漁連」という）の支援もあり、61年には全国漁協婦人部連絡協議会（以下「全漁婦連」という。02年から全国漁協女性部連絡協議会に名称変更）が結成された。

（注1）漁協婦人部の設立の動きの伝ばには、漁協系統の信用事業関係者の支援もあった。当時、漁協は経営基盤が弱く、貸出超過の状況にあり、貯金を増やす必要があった。ただし、漁協の存続は漁家の生活を支えるために必要であったので、漁家の女性たちが貯金運動を行ったことは自己防衛ともいえ、また、貯金そのものが生活安定という女性の願いを反映したものであるため、女性たちは信用事業拡大のための手段として利用されていたのではないと筆者は考える。13年に山口県漁協はぎ女性部へ箱貯金（後述）の聞き取りをした折、「貯蓄はする人にとっては楽しい」「積み立てた金は、設備投資、教育費、住宅の改築などに役立てた。また、貯金を取り崩して旅行にも行った」といった意見があった。なお、本稿の副題「海はひとつ 女性部の心はひとつ」は同女性部の13年度計画のスローガンである。

(注2) 当時、アマ漁を営む女性もいた。ただし、全国漁協女性部連絡協議会(2010)では、当時は「漁村の主婦」が婦人部の設立をけん引したという記述が多い。

2 漁協女性部の推移

漁協女性部の推移を各種データから把握してみよう。漁協女性部の数は、60年に全国で1,076部だったものが87年には1,415部へと増加した後、減少傾向をたどっている。ただし、この減少には漁協の合併も影響している。

女性部の部数を漁協の組合数で割ったものを組織率とすると、60年に34.8%だったものが70年代には6割近くとなった(第1図)。90年代以降は、漁協の合併が急激に進んだため、女性部の部数そのものは減少したが、組織率は7割近くとなっている。

部員数は、減少傾向が続いた(第1表)。漁家の女性の他地域への転出、漁家へ嫁ぐ女性の減少、新たに漁業に就業する男性が減少したことに伴う配偶者の減少などの要

因により、漁家の女性数が減少した。それでも漁家の女性が漁協女性部に加入している割合(加入率)は90年代前半までは上昇していた。しかし、00年代に入ると、加入率も低下し、部員数の減少は一段と進んだ。これは、部員の高齢化に伴う引退や、漁家の女性が漁業に携わらず、他産業に従

第1表 漁協女性部部員数の推移

(単位 人, %)

	漁協女性部部員数	漁家の女性世帯員数		加入率	
		(注1) 合計	うち個人経営体	(注2) 加入率1	(注3) 加入率2
63年	215,121	729,102	491,939	29.5	43.7
68	210,969	694,360	461,787	30.4	45.7
73	200,417	606,407	410,031	33.0	48.9
78	192,669	568,726	375,330	33.9	51.3
83	182,788	515,115	345,418	35.5	52.9
88	162,307	450,436	308,816	36.0	52.6
93	142,958	367,822	267,855	38.9	53.4
98	112,505	308,362	224,129	36.5	50.2
03	83,928	255,139	189,038	32.9	44.4
08	59,723	...	158,894	...	37.6
13	43,527	...	122,671	...	35.5
15	37,975

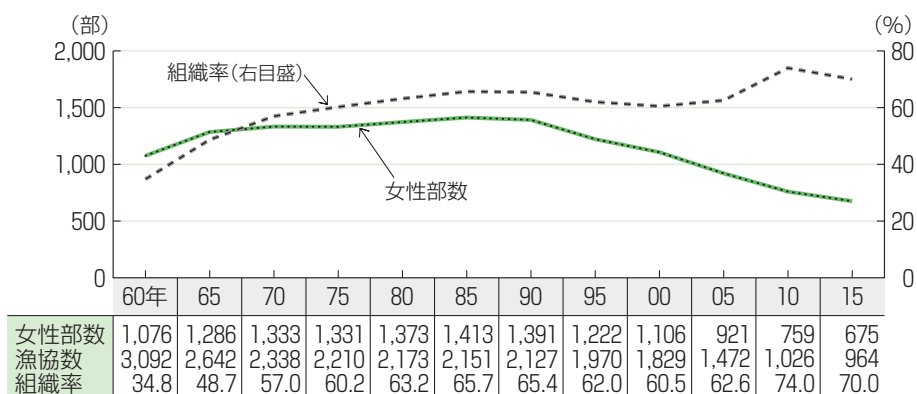
資料 全国漁協女性部連絡協議会資料および同会「漁協女性連の歩み」、農林水産省「漁業センサス」

(注)1 漁家の女性世帯員数は、漁業センサスの世帯員の15歳以上の女性数。合計は、個人経営体と漁業従事者世帯を合わせたもの。2008年漁業センサスから漁業従業者世帯は調査されていない。

2 加入率1=漁協女性部部員数÷漁家の女性世帯員数×100

3 加入率2=漁協女性部部員数÷漁家の女性世帯員数(個人経営体のみ)×100

第1図 漁協女性部の推移



資料 全国漁協女性部連絡協議会資料および同会「漁協女性連の歩み」、農林水産省「水産業協同組合統計表」

(注) 組織率(%)=女性部数÷漁協数×100

事することが多くなったこと（三木（2000, 2008）に伴う動きとみられる。

3 漁協女性部の現況

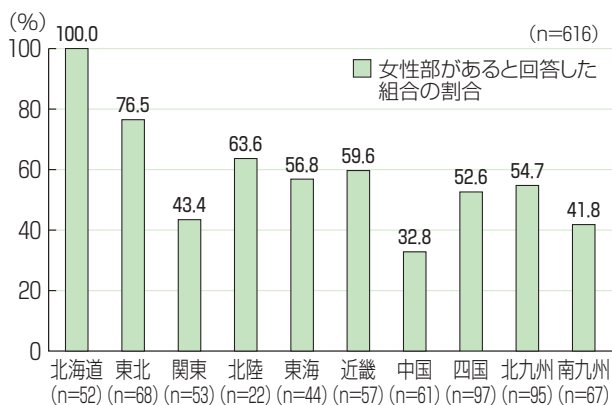
次に、14年に農林中金総合研究所が行った「2014年度漁協アンケート」（以下「漁協調査」という）^(注3)から女性部の設置状況についてより詳細にみていこう。

漁協調査では、全国の沿岸地区漁協974組合のうちの6割に当たる616組合から回答をいただいた。このうち、女性部が「ある」と回答した組合は351組合で回答漁協^(注4)の57.0%であった。

地域別では、北海道、東北で「ある」の回答割合が高い（第2図）。また、正組合員数が多い組合ほど女性部が存在している^(注5)（第3図）。

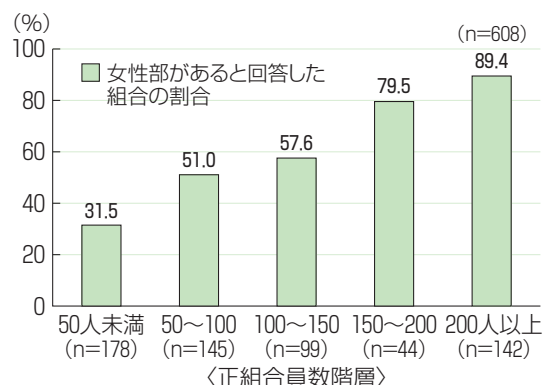
合併経験の有無と女性部の有無をみると、合併経験のある組合のほうが女性部の存在している割合は高い（第4図）。この結果は、合併により、女性部の部員の成り手が一定

第2図 地域別女性部の有無



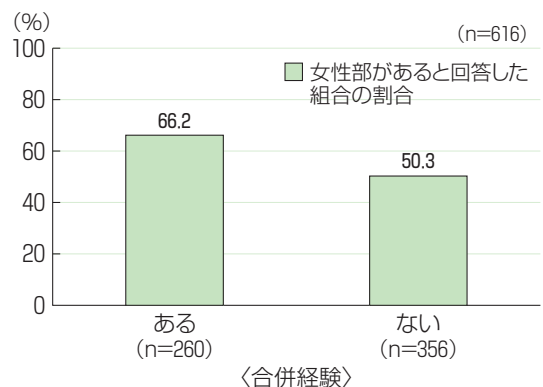
資料 農林中金総合研究所「2014年度漁協アンケート調査」

第3図 正組合員数階層別女性部の有無



資料 第2図に同じ

第4図 合併経験別女性部の有無



資料 第2図に同じ

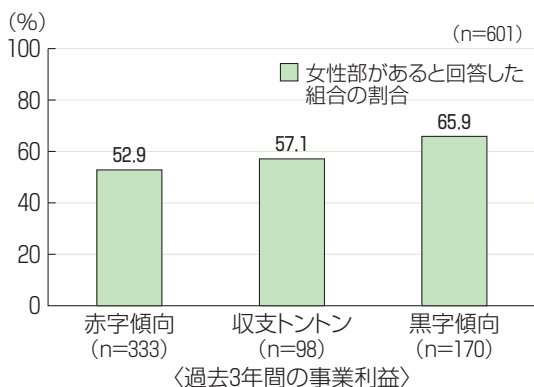
数確保できたことを示すものと思われる。^(注6)

多くの漁協は女性部の活動を職員の配置や活動費の助成などで支援してきた。そこで、組合の過去3年間の事業利益の傾向と女性部との関係を見ると（第5図）、事業利益が黒字傾向の組合においては6割超である一方、赤字傾向の組合においては全漁協平均（57.0%）を下回った。

以上のように、地域の漁業（そして漁協）の動向に女性部の有無も影響を受けているようだ。

(注3) 福島県内の組合は調査対象に含まれていない。漁協調査の詳細は、農林中金総合研究所（2015）。

第5図 事業利益別女性部の有無



資料 第2図に同じ

(注4) 前述の漁協女性部の組織率が70.0%台であるのに対し、漁協調査による「女性部がある」という回答割合は57.0%である。このかい離は、組織率は漁協女性部数を漁協数で割ったものなので、例えば、1漁協に複数の女性部がある場合などは組織率が高くなるのではないかと推測する。

(注5) 正組合員数階層、合併経験の有無、過去3年間の事業利益の3つの変数間の相関は無視できるものだった。

(注6) ただし、合併による負の効果について、「合併によって、職員の合理化や配置換え等が行われ、実際、事務局担当者の急な配置換えが行われた県では、女性部の活動が停滞することもありました」(全国漁協女性部連絡協議会(2010))という意見もある。

4 女性たちが成してきたこと

(1) 家計の安定に向けて努力

漁業のすう勢からの影響は決して無視できないものの、6割近くの漁協で女性部は存続してきた。その活動を通じて女性たちは何を成し、何を得てきただろうか。女性部の代表的な活動である貯蓄、わかしお石^(注7) 鯿の利用、魚食普及についてみてみよう。

設立当初から女性たちが取り組んだのは、家計の見直しと貯蓄であった。^(注8) 漁業は、自然の影響を受け漁獲量の変動が激しく、ま

たその予測も難しい。そして、漁業者は海上で仕事をしているので、漁家の女性が日々の家計の管理を担っていた。そのため、家計を安定させたいという願いは各浜で共通していた。

前述の盃漁協婦人部貯蓄実行組合は、まず1日10円、1か月300円を目標に箱貯金を開始した。この箱貯金とは、貯金箱を部員(地域によっては、漁家の子)が持って村内を歩き、毎日、各家庭からお金を集め、漁協に預けるというものである。すべての漁家が一律に毎日一定額を貯金するので「一律貯金」といういい方をする地域もあった。通常であれば、このような定期積金は金融機関の渉外担当者が集金を行うのに対し、漁家の女性たちは自分たちで担当を決め、集金をしていたという特徴がある。

この女性たちの生活を安定させたいという願いは、無駄な支出を省くために家計簿の記帳、冠婚葬祭の簡素化などの行動につながっていった。さらに60年代に入ると、生活設計の勉強会へと発展した。例えば、山口県漁協はぎ女性部では、当時、3つの生活設計として「1:1:1」ということが唱えられていた。最初の「1」は生活向上を目的とした「水揚げの10%を貯蓄しましょう」を、2番目の「1」は家庭の基盤を維持することを目的とした「収入の1%を貯蓄しましょう」を、最後の「1」は「収入1年分の貯蓄をしましょう」を示している。女性たちは、夜に漁協に集い、漁協職員から講義を受け、学んでいった。

このような貯蓄運動やそれに伴う学習と

実践を通じ、女性たちは計画的に収支を均衡させるために必要な能力を身につけていった。また、経理や税務申告に必要な技能を習得した女性も多い。そして、子供の進学、漁船等の設備投資などの支出に備えることができた。現在、コンプライアンス等の観点から部員による集金は行われていないが、女性部の貯蓄活動は「一日皆貯金」などの方法で行われている。

(注7) 以下では、「運動」という言葉を用いることがある。運動とは一般的に目的を達成するために活動することであるが、ここでは、「協同組合のなかに包含されている哲学と諸原理を活用しながら、一定の社会・経済的な目標を達成するために活動する」(レイドロウ(1989))という協同組合運動を意味する。魚食普及活動については、運動といってもいいと思われるが、活動が一般的に使われているので運動は用いなかった。

(注8) 農協においても50年代から女性たちによる貯蓄組合の結成と貯蓄運動が盛んだった。家計簿の記帳、冠婚葬祭の簡素化という活動は共通している。その一方、農協婦人部は、農協の購買事業の利用(クミアイマーク愛用運動)、栄養知識の普及と食生活の改善、年間健康診断の実施などの活動も目立った。

(2) 海を守るため、立ち上がる

50年代後半から公害問題が表面化し、高度経済成長に伴う水質汚染や海岸の埋立てなどが各地で問題となり、70年には全漁連が「公害絶滅全国漁民総決起大会」を開催するなど、女性たちの関心も環境問題に向かった。千葉県の子倉町川口漁協(現在は、合併の後、東安房漁協となっている)の婦人部は60年代後半から組合の依頼もあり、合成洗剤の問題について研究することを活動テーマとした^(注9)。組合は、指導課に女性職員を配属し、婦人部の活動を支援した。すると、婦人部は合成洗剤に対し、「使わない、

買わない、送らない」の三ない運動と石鹼利用運動を展開した。この女性たちの働きかけにより、近隣の漁家の生活のなかに石鹼の使用が普及していった。さらに同漁協は、73年の第一次石油危機の際に石鹼が入手できなくなったことを契機に、独自に石鹼を開発した。この開発により誕生した天然石鹼「わかしお」の販売元に全漁婦連がなったことで、普及がさらに全国へと進んでいった。

75年に全漁婦連は総会で「有害合成洗剤追放運動」に取り組むことを決議した。一連の活動を通じて、女性たちは社会に自らの意見を発信するという能力も発揮した。06年に全国漁協女性部連絡協議会が行ったアンケートでは、47.8%の女性部が石鹼の使用推進を行っていた。現在でも積極的に「わかしお」の利用を呼びかけている女性部がある。また、環境を守るという意識は海浜清掃活動や植樹活動にもつながっており、現在でもこれらの活動を定期的に行っている漁協女性部は多い。

(注9) 当時、合成洗剤に使われていた窒素や界面活性剤アルキルベンゼンスルホン酸ナトリウム(ABS)の問題が深刻化していた。

(3) 魚食を守る

洋食志向が進み、魚をさばけない人が増え魚離れが起きていることなどを意識した女性たちは、70年代から魚食普及活動に取り組み始めた。83年に全漁婦連は「健康をめざした食生活の見直しと私たちがすすめる魚食普及活動推進要領」を決議した。

活動状況の詳細は後述するが、現在も女

性たちは、料理教室を開催、魚食のレシピ作成など、様々な方法で、魚を食べることの大切さを訴えている。各地では、魚食普及活動から一步進んで食堂事業や水産物の加工などの分野に進出する女性たちもでてきた。

以上、代表的な女性部の活動をみてきたが、参加する女性たちの意欲に程度の差はあったとしても、これらは個々人の力を結集した集合行為（collective action）であり、協同組合の活動史のなかでも無視できない貴重な歩みといえよう。

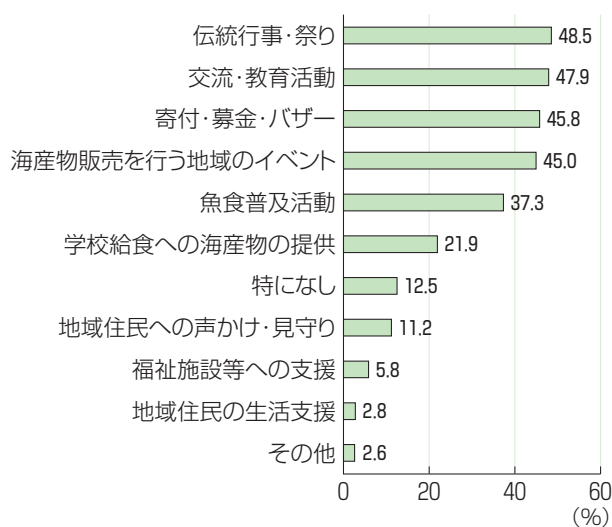
5 女性部が漁協にもたらしたもの

では、女性部は漁協にどのような影響をもたらしただろうか。女性部は、漁協の事業の趣旨に賛同すると進んで協力してきた。それは、信用事業、共済事業だけでなく、環境保全、救命胴衣着用など様々な分野でみることができる。

事業推進だけでなく、女性部は漁協の地域住民に向けた活動の担い手となってきている。ここで、再び漁協調査により、漁協の地域住民に向けた活動と女性部の関係をみてみよう。同調査は漁協に13事業年度に組合員や地域住民に対して取り組んだ活動について尋ねた。この結果、「伝統行事・祭り」(48.5%)、「交流・教育活動」(47.9%)、「寄付・募金・バザー」(45.8%)、「海産物販売を行う地域のイベント」(45.0%)の回答割合が4割を超えた(第6図)。

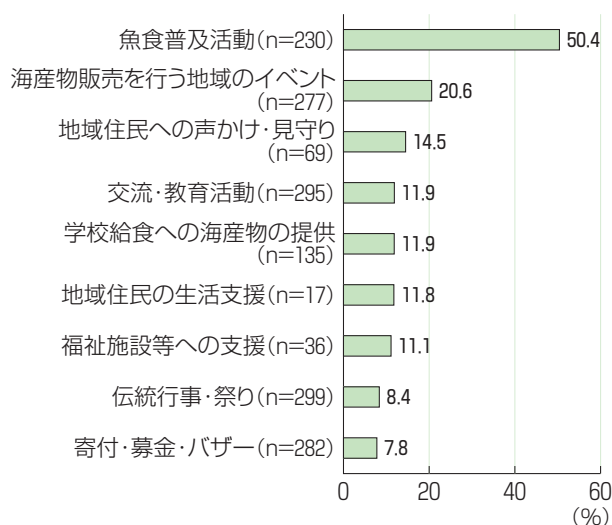
一方、個々の活動を行った漁協に、「女性部(女性グループ)が担い手になっている活動」を示してもらった。すると、「伝統行事・祭り」などの上位項目ではなく、魚食普及活動が第一位となった。魚食普及活動を行っている230組合の半数超が「女性部(女性グループ)が活動の担い手である」という認識を示した(第7図)。なお、漁協調

第6図 漁協が取り組んだ活動(N=616, 複数回答)



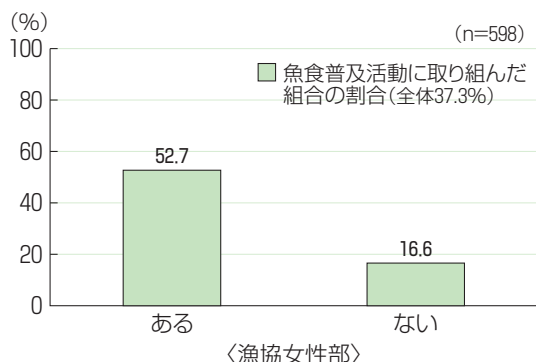
資料 第2図に同じ

第7図 女性部(女性グループ)が活動の担い手である



資料 第2図に同じ

第8図 女性部有無別の魚食普及活動状況



資料 第2図に同じ

査では、魚食普及活動を「料理教室、海産物のレシピ作成など、魚食普及のための活動」と定義している。

実際に女性部の有無と魚食普及活動の取組状況をみると、女性部がある組合は52.7%が魚食普及活動に取り組んでいる(第8図)。その一方、女性部がない組合では16.6%であった。

このような活動は、漁協の規模や職員の仕事の余裕にも大きく影響を受けると考えられる。その点を検証するため、「漁協の規模」「水揚高」の代理変数として「職員の仕事の余裕」「職員一人当たりの正組合員数」をそれぞれ用いて、魚食普及活動への取組みを説明するプロビット分析を行った(注10)。ケース1では上述の3つの変数を、ケース2ではケース1の3変数に地域を示す変数も加えた。

分析の結果は第2表のとおりとなった。漸近的t値から、女性部は魚食普及活動の取組状況を説明する要因として無視できないものであることがわかる。「漁協の規模」などの効果を除いた女性部の効果に相当する限界効果は0.3前後だった。つまり、女性部がある場合、30%ほど魚食普及活動に取り組んだという回答割合が高まるということを意味する。

なお、漁協調査において自由回答形式で組合の魅力を探ったところ、ある漁協から「厳しい漁業環境であるが、女性部が中心となった加工品の開発、販売等の魚食普及活動は目を見張るものがある」との意見があったように、厳しい環境を克服しようと

第2表 漁協が魚食普及活動に取り組める要因

		ケース1		ケース2	
		限界効果	漸近的t値	限界効果	漸近的t値
女性部	有	0.273	5.64 **	0.319	6.45 **
水揚高階層	1億円未満	基準		基準	
	1~5	0.027	0.39	0.019	0.27
	5~9	0.126	1.47	0.150	1.69
	9億円以上	0.153	2.02 *	0.153	1.90
職員一人当たりの正組合員数階層	10人未満	基準		基準	
	10~20	△0.170	△3.29 **	△0.133	△2.42 *
	20~30	△0.186	△2.99 **	△0.127	△1.79
	30人以上	△0.197	△2.98 **	△0.128	△1.67
地域	北海道			基準	
	東北			△0.172	△1.88
	関東			0.133	1.10
	北陸			0.271	2.01 *
	東海			0.045	0.38
	近畿			0.031	0.27
	中国			△0.001	△0.01
	四国			△0.084	△0.84
北九州			△0.098	△1.03	
南九州			0.182	1.64	
分析した漁協数		508		508	
Log likelihood		△302.17		△288.96	
Pseudo R2		0.1219		0.1603	

資料 第2図に同じ

(注) 1 「**」は統計的有意水準が1%、「*」は5%。「*」が多いほど、信頼性が高い。
 2 限界効果は、平均的な状況に対し、各説明変数がどれだけそれぞれの確率を変化させるか測定した結果。

努力する姿勢など、単純に数値化できない部分においても女性部の存在感は大きい。

(注10) プロビット分析は回帰分析の一種であり、カテゴリー変数を用いることができる。符号条件は、女性部がある場合は正、水揚高は正（規模が大きいほど魚食普及活動に取り組む可能性が高い）、職員一人当たりの正組合員数は負（職員の仕事の余裕がないほど、同活動に取り組む可能性が低い）である。魚食普及活動とこれらの説明変数の関係については、農林中金総合研究所（2015）による。説明変数の記述統計量は補足（後掲）に掲載している。説明変数間の相関は無視できるものだった。また、第2表から「漁協の規模」（水揚高）は大きいほど、「職員の仕事の余裕」（職員一人当たりの正組合員数）がなくなると魚食普及活動が低調となることがわかる。

6 女性の声の反映について

女性部の活動を通じた人的な発展（human development）の結果、漁協の運営に関心を寄せ、より主体的に関わりたいと考える女性もでてきた。また、そもそも女性部は、発足当初から女性の地位向上も目指していた。

ところで、漁業においては、女性に配慮したトイレなどの就労環境整備が遅れているといわれる（中道（2008））。これは、1つには女性は陸上作業で大きな役割を果たしてきたにもかかわらず、漁村や漁協から正当な評価を受けていないことが要因として挙げられる^(注11)（副島（2008））。

また、女性の正組合員化が進んでいないことも漁協の運営に女性の声の反映されない要因とされる。多くの漁協では、一世帯一組合員制を採用している。同制度は、漁業資源を漁村共同体のなかで平等に利用・配分するため、組合員資格は世帯を単位と

することが適当とされてきた。そして、世帯主でもある男性漁業者が正組合員となっていることが一般的である。

ところで、水産協同組合法（水協法）第21条では、正組合員が各一個の議決権および選挙権を持つことが定められている。そのため、一世帯一組合員制を採用する場合、配偶者などの立場である女性の声が組合運営に届きにくくなる。世帯の構成員の考えがそもそも一致しているか、「世帯主は家族ひとりひとりに資源と機会を適切に配分する情け深い利他主義者」（ヌスバウム（2005））で、家族内で話し合いが適切に行われ合意形成されていれば、世帯主である正組合員の意見が世帯全体の総意であるが、現実にはなかなかこうはいかない。

ここで、一世帯一組合員制と水協法第21条について妥当性を考えたい。一世帯一組合員制は、漁業資源を漁村共同体のなかで平等に利用・配分するために採用されてきたものである。一方、魚の選別、加工などの陸上のことについては世帯という単位で話し合いの参加者を限定する必要性はそれほど高くないと思われるし、陸上で作業を行う女性のほうが当事者である。

また、水協法第21条は、ロッヂデール公正先駆者協同組合が採用した「一人一票の議決権」を源流とする。この制度は協同組合が株式会社（出資額に応じて議決権が配分される）と異なる点であり、組合員が同じ立場で議論し、組合を運営することができるといわれる。しかし、世帯主一票となっている状況では、間接的にしか女性は組合

運営に関し発言できない可能性がある。実質的には出資金の元となる収入のなかには女性の労働による部分も少なからずあることを踏まえると、漁家の世帯員である女性にも出資者として発言の資格があるのではないだろうか。また、漁協は漁村共同体を基盤としているという見解を持つ人々であれば、漁村の構成員である女性の声を聞くことの重要性が理解できると思われる。なお、ロッヂデール公正先駆者協同組合では、女性は既婚であれ、未婚であれ、議決権のある組合員になれた。もちろん、同組合は共同購入のための協同組合であるため、(消費者でもある)組合員資格の範囲を広くとったという点はあるが、それでも当時としては議決権を女性に認めることは非常に画期的なことだった。

協同組合の結束の基礎となる人々の多様な意見を取り入れ、合意を形成することの重要性は、戦前の産業組合の反省の1つに小作人の意見をなかなか組合運営に取り込めなかったという指摘があることからわかるだろう。「漁村や漁協において女性が発言機会を獲得することによって、海上作業だけでなく陸上作業の視点からの意見を反映させることができる」(副島(2008))という見方がある。

女性の声をくみ取るためには、多様な経路が必要だろう。女性部はその1つである。「全体的な漁業の集まりは男性が出席。しかし、男性は家庭であまり話をしない。すると情報が流れてこない。そのため女性部が必要。情報共有するためである」^(注12)という意

見がある一方、「女性部に情報が入ってこない」という意見もあるように(田口(2015))、女性部への情報提供においても改善の余地がある漁協もまだあるようだ。女性部からの提案を意図的に受けつけることも必要だ。協同組合の指針を示したレイドロー報告では、協同組合の民主的な性格を判別するうえでいくつかの指針を示した。そのなかに「民主主義の深さは、決定が管理構造の下部から出された提案から生じる程度に測れられうる」^(注13)とある。

また、陸上作業など漁業に深く関わっている女性に対し、①正組合員化、②員外役員への登用、③オブザーバーとしての話し合いへの参加といった方法が既に提案されている^(注14)。これらを推進することと同時に、性別を問わず話し合いに参加することを奨励する組織文化を育てるなど、様々な知恵が求められているのではないか。女性の声を反映させるための施策は、全国一律かつ強制的に行われることは好ましくないが、積極的に組合運営に関わりたいという人が現れたときのための道を用意することは系統組織全体が常に意識すべきことである。

(注11) 女性は男性と比較して陸上作業を中心に漁業に従事しているが、漁業センサスでは「漁業就業者」「漁業従事者」とも「海上作業」に従事したことを基準としているので、女性の貢献は統計に現れず、それゆえ過小評価される要因のひとつとなっているという意見がある。

(注12) 13年に行った山口県漁協はぎ女性部への聞き取りから。

(注13) レイドロー報告では、「民主的な協同組合においては、女性は女性としての飾り物的な存在ではなく、組合員としての完全な意味をもった地位を占めるべきである」「協同組合のすべての分野に参画する場合、男女は平等でなければな

らない」といった勧告がなされている。また、「女性の才能と能力が十分に発揮されている協同組合は、将来非常に有利になる」という見通しもなされている。なお、同報告では「一人一票」の原則だけが民主主義ではないことを主張している。同様に、経済成長と民主主義について探究しているアマルティア・センも多数決原理だけが民主主義を代表しているわけでないとして主張し、民主主義が機能するためには、「自由を守ること、法的権利や法的資格が尊重されること、自由な議論が交わされること、公正な意見と情報が検閲なしに公表されることなども保障」（セン（2002））されていることが必要とする。

（注14）農林水産省「水産業協同組合統計表（2015年度）」によれば、女性の正組合員は8,071人（全体の5.6%）、女性の役員は50人（全体の0.5%）、女性の役員がいる漁協は42組合である。

おわりに

漁業、そして漁協が厳しい局面を迎えるとともに女性部員数は減少してきた。しかし、女性たちが成し遂げてきたことに目を向けると、全く異なったものがみえる。

漁協の女性部の活動は、家計の改善という個人的なものから、環境保全や魚食普及など社会に向けたものへと広がった。それは、女性たちが活動を通じて、力をつけていったことを示すものだ。女性たちは、仲間として集い、ともに家計の管理、税務申告、経理といった技術を身につけた。また、貯金の目標額の達成などで自信を深めていった。さらに、活動を通じて計画策定、実行、改善点の把握といった組織の運営方法を身につけていった。このような段階を踏んで、一步一步、地域社会へ目を向けるようになり、ついには働きかけを行うようになった。もちろん、すべての部員が積極的に活動に参加したわけではないが、女性部

が憩いの場、啓発を受ける場、相互扶助のための場などとなった。また、漁協にとって女性部は、協同組合運動の実践者の集団であり、対外的には広報の役割も果たしてきた。

現在、女性部の意義を女性たち自身で見直す動きも進んでいる。例えば、前述の千倉町川口漁協から発展した東安房漁協では、14年に女性部が「ブラッシュアップミーティング」を開催し、学者や行政の水産関係の職員、そして組合長や定置網（組合自営）の若手職員等を招き、女性部自慢の料理の試食、活動報告などを行い、意見交換をした。同時に出席者全員にアンケートを行った。一連の取組みにより、部員は自分たちの活動を客観視するとともに、改めて活動の方向性を確認した。

全国各地では、女性部の部員たちは話し合いながら、できる人だけ参加するといった負担感の軽減や新たな部員の勧誘などで、存続を図っている。

全国漁協女性部連絡協議会では、若手女性部員が同世代の全国の仲間とつながることができるよう「第1回JF全国女性連フレッシュ・ミズ部会」を17年1月に開催した。若い世代が交流を深めながら、学び合う場が作られつつある。若い世代の意欲と、先輩世代の経験が合わさることで、部員たちにとって意義深い活動が継続することを願う。

【補足】

本文中のプロビット分析において採用した漁協の主な属性は第3表のとおり。

第3表 記述統計量

(単位 組合, %)

		回答 組合数	割合
全体		508	100.0
魚食普及活動	した	209	41.1
	しなかった	299	58.9
女性部	ある	318	62.6
	ない	190	37.4
水揚高階層	1億円未満	106	20.9
	1～5	166	32.7
	5～9	73	14.4
	9億円以上	163	32.1
職員一人当たりの正組合員数階層	10人未満	156	30.7
	10～20	213	41.9
	20～30	75	14.8
	30人以上	64	12.6
地域	北海道	48	9.4
	東北	61	12.0
	関東	44	8.7
	北陸	21	4.1
	東海	39	7.7
	近畿	46	9.1
	中国	28	5.5
	四国	76	15.0
	北九州	84	16.5
南九州	61	12.0	

<参考文献>

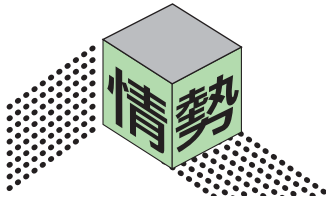
- 坂本敦子 (2007) 「漁協女性部の魚食普及推進への取り組み—海市場ちくら店長の卒論—」 全国青年・女性漁業者交流大会資料
- 全国漁協女性部連絡協議会 (2010) 「漁協女性連の歩み～都道府県女性連の足跡と現況～」
- セン, アマルティア (2002) 「普遍的価値としての民主主義」『貧困の克服—アジア発展の鍵は何か—』(大石りら訳) 集英社, Amartya Sen (1999), "Democracy As a Universal Value," *Journal of Democracy*.
- 副島久実 (2008) 「陸上作業の再評価と女性の漁協正組合員化—地域づくりへのプロセス—」 中道仁美

編著『女性からみる日本の漁業と漁村』農林統計出版

- 田口さつき (2015) 「漁業者同志が切磋琢磨—第20回全国青年・女性漁業者交流大会—」『農中総研 調査と情報』Web誌, 5月号 (10～11頁)
- 田口さつき (2017) 「『組織文化』を合併に活かす—千葉県・千倉町川口漁協の取組み—」『経営実務』第72巻第2号, 02月, (70～79頁)
- 中道仁美 (2008) 「漁業の現状と女性の地位」中道仁美編著『女性からみる日本の漁業と漁村』農林統計出版
- ヌスバウム, M.C. (2005) 『女性と人間開発—潜在能力アプローチ—』(池本幸生・田口さつき・坪井ひろみ訳) 岩波書店, Martha C. Nussbaum (2000), *Woman and Human Development The Capabilities Approach.*: Cambridge University Press.
- 農林中金総合研究所 (2015) 「2014年度漁協アンケート調査結果」総研レポート27基礎研No. 3
- 北海道信用漁業協同組合連合会 (2014) 「日本初の漁協女性部誕生と月掛貯金」『マリンバンク』No.695 (6～7頁)
- 三木奈都子 (1999) 「漁業協同組合とジェンダー」『協同組合研究』第19巻第2号 (41～47頁)
- 三木奈都子 (2000) 「漁業協同組合における男女共同参画」『協同組合研究』第20巻第1号 (29～35頁)
- 三木奈都子 (2008) 「漁業における女性の研究史」中道仁美編著『女性からみる日本の漁業と漁村』農林統計出版
- 山本和子 (2015) 「『ちくら』で役立つ女性部活動のために」 全国青年・女性漁業者交流大会資料
- レイドロー, A.F. (1989) 『西暦2000年における協同組合—レイドロー報告—』(日本協同組合学会訳) 日本経済評論社, Alexander Fraser Laidlaw (1980), *Co-operatives in the Year 2000.*: International Co-operative Alliance.

(たぐち さつき)





漁協自営漁業の実態

一般財団法人 農村金融研究会 主任研究員 尾中謙治

はじめに

本稿は、一般財団法人 農村金融研究会が農林中金総合研究所の委託を受けて実施した「2016年度 漁協アンケート調査」結果の一部の概要である。本アンケートは、全国の沿海地区漁協1,155組合（1県1漁協等の大規模漁協の支所・支店を含む）に対して、2016年7月上旬に調査票を送付し、601組合（支所・支店を含む）から回答をいただいた（回収率52.0%）。

本アンケートでは、漁協の概況（水揚量や魚価等の変化、正組合員数の予測等）と漁協自営漁業（漁協による漁業の経営）の現状について取り上げた。^(注)本稿では、漁協自営漁業に関するアンケートおよびヒアリングの結果について紹介する。

(注)「水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行について（平成5年10月15日）」では、漁協自営漁業に対して、「最近、漁業の担い手の不足が問題となっており、漁業生産の継続や漁場の有効利用が図られないおそれが生じているため、今後は、漁協による漁業自営をより積極的に推進していくことが必要である」と記されている。

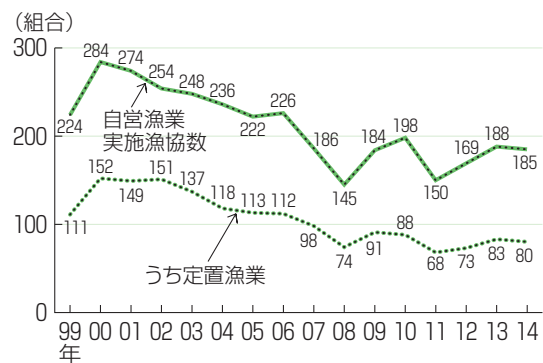
1 漁協自営漁業の実施状況

水産庁『水産業協同組合統計表』による

と、14年時点で漁協が自営漁業を実施しているのは、946組合中185組合（19.6%）である（第1図）。漁業種類別には「定置漁業」が185組合中80組合（43.2%）と最も多い。都道府県別では「北海道」（26組合）が最も多く、次いで「青森」（25組合）、「岩手」（21組合）、「長崎」（18組合）、「千葉」（17組合）であり、5道県で半分以上（57.8%）を占めている。

本アンケートでは、漁協自営漁業を「実施している」は552組合中128組合（23.2%）、「以前は実施していたが、現在は実施していない」は70組合（12.7%）、「実施していない」は354組合（64.1%）であった。「実施している」と回答した漁協の漁業種類は「定置漁業」が125組合中66組合（52.8%）と最も多く、次いで「貝類・藻類養殖」（16.8%）、

第1図 漁協自営漁業の実施状況



資料 水産庁「水産業協同組合統計表」

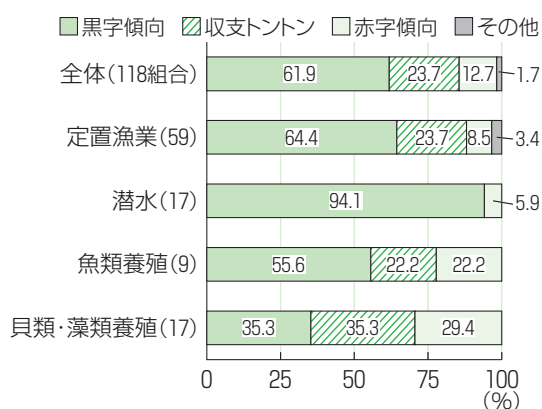
「潜水」(16.0%)、「魚類養殖」(8.8%)、「漁船漁業」(4.8%)、「採介藻漁業(ウニ, ホタテ, カキ等)」(4.8%)となっている。都道府県別では「北海道」「青森」各16組合,「岩手」15組合,「長崎」14組合,「千葉」8組合であり,5道県で半分以上(53.9%)を占めている。

漁協自営漁業の開始時期は,30年以上前から実施している漁協が111組合中64組合(57.7%)である。ここ10年間に自営漁業を開始した漁協は15組合(13.5%)で,漁業種類別には「貝類・藻類養殖」(6組合)が最も多く,次いで「定置漁業」(3組合),「潜水」(2組合)である。「漁船漁業」と「魚類養殖」については20年以上前からの操業だけで,それ以降に取り組んだという回答はなかった。

2 漁協自営漁業の経営概要

漁協自営漁業の事業利益の動向は,全体としては「黒字傾向」(61.9%)が最も多く,次いで「収支トントン」(23.7%)である(第2図)。「その他」としては,「波がある」というような水揚量と金額に変動があることを挙げている。漁業種類別では,「黒字傾向」と回答している割合が最も高いのは「潜水」(94.1%)であり,次いで「定置漁業」(64.4%),「魚類養殖」(55.6%)である。「貝類・藻類養殖」においては,数年前に取り組み始めたばかりの漁協や,病気や害敵,海水温の変化等によって被害を受けている漁協もあり,「収支トントン」および「赤字

第2図 漁協自営漁業の事業利益の動向



傾向」と回答している割合が相対的に高い。

漁協の水揚高(属人)に占める漁協自営漁業の割合として,「10%未満」が108組合中52組合(48.1%)である。「50%以上」は15組合(13.9%)であり,うち10組合が「定置漁業」,3組合が「貝類・藻類養殖」である。

自営漁業の運営にあたって中心となる集落や支所・支店の有無については,「中心集落がある」が115組合中22組合(19.1%),「中心支所・支店がある」が32組合(27.8%),「特にない」が61組合(53.0%)である。漁業種類別にみると,「定置漁業」はほかと比較して「中心集落がある」(58組合中17組合:29.3%)と回答している割合が高い。

組合自営漁業の従事者数は1組合あたり17.9人(122組合平均),うち組合員およびその家族の割合は63%(単純平均),従事者のうち地元(管内)出身者の割合は79%(単純平均)である。漁業種類別にみると,組合員およびその家族の割合は「潜水」(32%)が比較的低くなっているが,これは潜水を専門としている地区外あるいは組合員では

ない業者等に委託している漁協があるからである。同様に「魚類養殖」の従事者に占める組合員およびその家族の割合（45%）が低い、これは組合員ではない職員が従事者となっているケースがあるからである。

漁協自営漁業の資金の借入先については（複数回答）、「内部資金で対応」が112組合中85組合（75.9%）と最も多く、次いで「信漁連」（28.6%）、「信漁連以外」（6.3%）である。漁業種類別にみると、「潜水」はすべての組合（15組合）が「内部資金で対応」と回答している。また、資金規模が比較的大きな「定置漁業」を行っている組合の半数近くは内部資金だけで対応しており、「魚類養殖」においては3分の2の組合が内部資金だけで対応している。

漁協自営漁業から生じた利益の処理方法については（複数回答）、「組合の他事業と合算」が117組合中92組合（78.6%）と最も多く、次いで「自営漁業の従事者に配当」（22.2%）、「全組合員に配当」（18.8%）である。「その他」として「内部留保、財務の充実」「翌年の資金」「支所運営資金」等を挙げている組合もある。漁業種類別には、「魚類養殖」と「潜水」を実施している組合のすべてが「組合の他事業と合算」と回答している。「全組合員に配当」と回答している割合は、「定置漁業」（59組合中14組合：23.7%）と「貝類・藻類養殖」（17組合中4組合：23.5%）で比較的高い。

漁協自営漁業の損失の処理方法については（複数回答）、「その都度決定」が114組合中54組合（47.4%）と最も多く、次いで「漁

業共済の利用」（35.1%）、「積立金の取崩」（19.3%）である。「その他」として「他事業と合算」「組合員負担」等を挙げている。また、「損失はない」「損失が予想される場合は中止」と回答している組合もある。漁業種類別にみると、「定置漁業」は「漁業共済の利用」（59組合中36組合：61.0%）と回答している割合が比較的高い。

3 漁協自営漁業の目的

漁協自営漁業の目的は（複数回答）、「組合経営の財源確保」（83.1%）が最も多く、次いで「組合員の流出防止」（37.3%）、「漁業生産（量）の維持」（35.6%）である（第1表）。「その他」としては、「漁業資源の増殖」「未利用資源の活用」「村内への鮮魚の供給」「魚価の安定」「村おこし」等が挙げられている。

漁業種類別にみると、「定置漁業」はほかと比較して「漁業生産（量）の維持」と回答している割合（49.2%）が高く、同様に「貝類・藻類養殖漁業」（35.3%）と「魚類養殖漁業」（33.3%）も比較的高い。また、「貝類・藻類養殖漁業」は「高齢組合員の就業対策」や「新規漁業の研究開発」と回答している割合が相対的に高い。

「組合経営の財源確保」の回答が多かったが、これによって組合員は漁協に対する販売手数料や施設利用料等の軽減が図られている。また、組合員の漁労機会の創出・提供をしているケースもある。漁協自営漁業がなかった場合、現状以上の費用負担を

第1表 漁協自営漁業の目的(複数回答)

(単位 %、組合)

	自営漁業の目的(複数回答)														
	合計	組合経営の財源確保	組合員の流出防止	高齢組合員の就業対策	新規漁業者の受入先	漁業生産(量)の維持	組合加工事業の原料	組合直売所販売する魚	組合の食堂提供する魚	新規漁業の研究開発	観光資源	漁業振興の財源確保	漁場利用の公平化	その他	
総平均	100.0 (118)	83.1 (98)	37.3 (44)	10.2 (12)	12.7 (15)	35.6 (42)	6.8 (8)	9.3 (11)	2.5 (3)	4.2 (5)	5.9 (7)	11.0 (13)	6.8 (8)	5.9 (7)	
定置漁業	100.0 (59)	86.4 (51)	47.5 (28)	6.8 (4)	23.7 (14)	49.2 (29)	1.7 (1)	6.8 (4)	3.4 (2)	-	1.7 (1)	10.2 (6)	8.5 (5)	3.4 (2)	
漁船漁業	100.0 (2)	50.0 (1)	50.0 (1)	-	50.0 (1)	-	50.0 (1)	50.0 (1)	-	-	-	-	-	50.0 (1)	
潜水	100.0 (17)	100.0 (17)	-	5.9 (1)	-	11.8 (2)	17.6 (3)	5.9 (1)	-	-	-	17.6 (3)	-	5.9 (1)	
魚類養殖漁業	100.0 (9)	77.8 (7)	-	11.1 (1)	-	33.3 (3)	11.1 (1)	22.2 (2)	-	11.1 (1)	11.1 (1)	11.1 (1)	11.1 (1)	11.1 (1)	
貝類・藻類養殖漁業	100.0 (17)	70.6 (12)	52.9 (9)	23.5 (4)	-	35.3 (6)	5.9 (1)	11.8 (2)	5.9 (1)	23.5 (4)	17.6 (3)	11.8 (2)	5.9 (1)	-	
その他	100.0 (14)	71.4 (10)	42.9 (6)	14.3 (2)	-	14.3 (2)	7.1 (1)	7.1 (1)	-	-	14.3 (2)	7.1 (1)	7.1 (1)	14.3 (2)	

(注) 上段は構成比, 下段は組合数。

組合員に強いることになり、組合員の漁業所得の圧迫や組合員の減少を一層加速させていたことも想定される。組合員等の中には、漁協自営漁業を「漁協を存続するための漁業」と捉えている人もいるようであるが、漁協経営が成り立つことによって、組合員に対する事業やサービスが提供されている。さらに、地域に対する貢献活動(地域催事や魚食普及活動など)にもつながっている。

ヒアリングしたA漁協では、漁業後継者の育成と漁場の有効利用のために、労働強度が比較的軽く初期投資も少ないカキ養殖に着目し、3年前から漁協自営漁業として試験的に取り組んでいる。作業は漁協職員が空いた時間を活用しているが、それだけでは不十分なので、高齢組合員7名をパートとして雇用している。この点では「高齢組合員の就業対策」として機能している。

また、「新規漁業の研究開発」にもなっており、今後はカキ養殖を地域のモデルとして管内に展開していきたいと考えている。そのためにも現在の取組みを組合員に引き継いで漁協は手を放したいと考えているが、現時点では主体となる組合員が不在とのことである。

ヒアリングしたB漁協の定置漁業は、「新規漁業者の受入先」として機能している。乗組員は20名であるが、全員が漁家子弟以外で、地区外から着業した人が大部分である。乗組員の募集に人が集まる理由としては、①募集主体が漁協ということから応募者に安心感・信頼感を付与していること、②正規雇用で、給与形態を固定給にし、賞与年2回、定期昇給年1回にしていること、③モデルになる人(他地区から乗組員になり、その後結婚、子どもをもって地区内に家を建てた人)がいること、等が挙げられる。B

漁協の水揚高の9割以上は漁協と2経営体による定置漁業によるものであり、漁協自営定置は地域の漁業生産の中心的な存在となっている。

漁業生産の大部分を漁協自営定置が占めているC漁協では、正組合員25名のうち10名が定置漁業の乗組員である。定置の乗組員は総勢12名で、彼らは定置からの所得を主としながら、定置の空き時間や休みの時に刺網やエビ網、一本釣りをして所得の補充をしている。組合員は獲ったものを他地区の市場に出荷するが、それに対する手数料は漁協自営によって収支が安定しているので徴収していない。漁協自営定置と乗組員による自営漁業の組合せによって、漁業者が定着している事例である。

4 漁協自営漁業の課題

漁協自営漁業の課題としては(複数回答)、

「水揚量の減少」(48.3%)が最も多く、次いで「従事者の確保困難」(41.4%)、「魚価の低迷」(34.5%)である(第2表)。「その他」としては、「漁獲量に変動がある」「利用者の減少」「地球温暖化等、自然現象への対応」「死滅すると大きな赤字を出すことがある」「①海水温が年々上昇、病気や環境が悪化して生存率が下がった、②他県の養殖業者に比べ小規模のため、価格的に厳しい状況、③餌や資材の高騰により利益が減少」「量産量販につながる販路開拓、拡大」「経済基盤強化に向けた新たな漁場を模索中」等を挙げている。

漁業種類別にみると、「定置漁業」を行っている漁協の半数以上が「水揚量の減少」「従事者の確保困難」「魚価の低迷」と回答している。「潜水」は、ほかと比較して「組合員の反対」(23.5%)と回答している割合が高い。

「水揚量の減少」に対しては、各漁協が

第2表 漁協自営漁業の課題(複数回答)

(単位 %、組合)

	合計	自営漁業の課題(複数回答)								
		課題なし	従事者の確保困難	水揚量の減少	魚価の低迷	利益確保が困難	資金繰りが困難	組合員の反対	その他	
合計	100.0 (116)	20.7 (24)	41.4 (48)	48.3 (56)	34.5 (40)	12.1 (14)	3.4 (4)	7.8 (9)	7.8 (9)	
漁業種類	定置漁業	100.0 (58)	12.1 (7)	56.9 (33)	60.3 (35)	50.0 (29)	6.9 (4)	3.4 (2)	3.4 (2)	5.2 (3)
	漁船漁業	100.0 (2)	50.0 (1)	50.0 (1)	50.0 (1)	-	-	-	-	-
	潜水	100.0 (17)	41.2 (7)	11.8 (2)	41.2 (7)	17.6 (3)	5.9 (1)	-	23.5 (4)	-
	魚類養殖	100.0 (9)	33.3 (3)	11.1 (1)	22.2 (2)	44.4 (4)	22.2 (2)	22.2 (2)	-	11.1 (1)
	貝類・藻類養殖漁業	100.0 (16)	25.0 (4)	25.0 (4)	37.5 (6)	6.3 (1)	18.8 (3)	-	6.3 (1)	18.8 (3)
	その他	100.0 (14)	14.3 (2)	50.0 (7)	35.7 (5)	21.4 (3)	28.6 (4)	-	14.3 (2)	14.3 (2)

(注) 上段は構成比、下段は組合数。

禁漁期間や区域を設けたり、放流等を行って対策を図っている。「従事者の確保困難」に対しては、漁協や行政等が新規就漁者の確保のための取組みを行ったり、前述したB漁協のように給与体系を歩合給から固定給中心に変更して着業しやすい労働条件を整えたりしている。また、A漁協ではカキの洗浄や養殖カゴの清掃等の作業の一部を障がい者施設に委託したり、ある漁協ではダイバーに海藻の採取の委託を検討している。このように、業務の一部を外注し従事者の負担を軽減することによって、新たな従事者を確保できる可能性がある。今後は定年退職者や高齢者等の地域住民を漁協の取組みに巻き込むことも検討することが必要であろう。

「魚価の低迷」に対しては、D漁協では漁協自営定置で水揚げされたものを沖締めすることによってブランド化し、魚価の向上を実現している。漁協自営ということもあり、品質・規格等の統一が比較的容易であり、ブランド浸透や拡大も図られた。その後、ブランドとして定着し、地域・漁港の認知度も上がり、当地域で水揚げされたもの全体の単価の向上も図られている。B漁協では、地元で水揚げされたもののブランド化を市や商工会議所等と連携して取り組み、魚価の向上や加工品の開発に成功している。魚価の向上にあたっては、地域の他組織との連携もひとつの方法であり、そのような事例も最近では散見される。

おわりに

今回調査を通じて、漁協自営漁業のあり方が多様であることがわかった。例えば、A漁協のように漁協が中心となって新たな漁業の開発・試験をし、それを組合員に還元する方向である。これには補助事業等を活用して取り組んでいる漁協もあるが、それに加えてD漁協のように自営の水産物のブランド化や販路拡大、地域の他組織との連携等による魚価向上のための取組みをセットにして、漁協が推進していくことも求められるだろう。

ほかには、漁協自営漁業が地域漁業の中心となっていく方向である。C漁協のように組合員の大半が漁協自営漁業への従事を主として生計を立てたり、ほかの組合では組合員を数名のグループに分けて漁協自営定置に携わらせ、組合員の自営漁業の収入を補填する場としている漁協もあった。組合員の減少によって漁業や資源管理・環境保全等がうまくいっていない地域においては、管内漁業の中心を漁協自営で対応し、統一的な取組みによって漁業振興を図るのもひとつのあり方ではないかと考える。

現状がうまくいっていないと考えている漁協においては、今までとは違う何かをしなければならぬ。その一手として漁協自営漁業による新規漁業の開発・試験や組合員の就業機会の提供等によって変化を起こすことを検討してみる価値はあろう。

(おなか けんじ)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(41)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(41)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(41)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(42)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(42)
6. 農業協同組合 主要勘定	(42)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(44)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(44)
9. 金融機関別預貯金残高	(45)
10. 金融機関別貸出金残高	(46)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7755
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金預け	有価証券	貸出金	その他	貸借共通計
2012. 2	42,736,348	5,148,925	22,733,172	1,132,910	46,107,034	14,133,216	9,245,285	70,618,445
2013. 2	46,423,333	4,655,033	27,395,704	3,622,432	49,147,311	15,768,775	9,935,552	78,474,070
2014. 2	48,933,574	4,081,964	24,845,938	5,893,923	49,726,762	16,583,741	5,657,050	77,861,476
2015. 2	52,452,809	3,606,696	31,578,215	6,411,751	56,575,364	19,109,773	5,540,832	87,637,720
2016. 2	56,961,924	3,192,343	31,594,391	12,425,445	55,944,766	18,123,222	5,255,225	91,748,658
2016. 9	61,372,988	2,778,263	35,054,450	25,762,771	54,657,306	11,815,424	6,970,200	99,205,701
10	61,068,170	2,719,058	31,731,749	24,966,767	53,911,953	11,765,775	4,874,482	95,518,977
11	62,156,444	2,660,005	34,258,363	23,239,736	59,147,171	11,493,785	5,194,120	99,074,812
12	63,158,916	2,601,504	43,463,382	24,734,173	62,111,397	11,188,920	11,189,312	109,223,802
2017. 1	61,512,023	2,542,440	43,818,796	23,439,749	62,102,940	11,049,629	11,280,941	107,873,259
2	60,786,698	2,483,301	41,620,596	23,008,085	61,060,660	10,775,017	10,046,833	104,890,595

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2017年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	52,234,023	-	2,211,892	57	5,885	-	54,451,858
水産団体	1,779,123	90	136,949	1	33	-	1,916,195
森林団体	1,584	-	6,012	2	156	-	7,754
その他会員	1,136	-	11,576	-	-	-	12,711
会員計	54,015,866	90	2,366,429	60	6,074	-	56,388,518
会員以外の者計	406,898	36,676	356,396	82,732	3,494,573	20,906	4,398,180
合計	54,422,764	36,766	2,722,824	82,791	3,500,648	20,906	60,786,699

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 313,773百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2017年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系統団体等	農業団体	549,506	107,760	97,780	-	755,046
	開拓団体	24	10	-	-	34
	水産団体	18,854	3,954	7,501	-	30,310
	森林団体	1,827	3,698	2,412	28	7,965
	その他会員	1,335	675	20	-	2,030
	会員小計	571,546	116,098	107,713	28	795,384
	その他系統団体等小計	85,497	13,263	35,658	-	134,418
計	657,043	129,361	143,371	28	929,802	
関連産業	2,990,886	38,507	787,518	2,454	3,819,365	
その他	5,880,768	2,771	142,311	-	6,025,851	
合計	9,528,697	170,639	1,073,200	2,482	10,775,018	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2016. 9	7,214,602	54,158,386	61,372,988	-	2,778,263
10	6,759,845	54,308,325	61,068,170	-	2,719,058
11	7,762,485	54,393,959	62,156,444	-	2,660,005
12	8,889,717	54,269,199	63,158,916	10,000	2,601,504
2017. 1	7,181,012	54,331,011	61,512,023	-	2,542,440
2	6,347,525	54,439,173	60,786,698	14,220	2,483,301
2016. 2	6,410,294	50,551,630	56,961,924	-	3,192,343

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2016. 9	93,925	25,668,846	54,657,306	13,639,886	510	-	158,834
10	65,970	24,900,796	53,911,953	13,278,738	504	-	168,290
11	101,515	23,138,221	59,147,171	13,278,738	1,105	-	167,458
12	61,066	24,673,107	62,111,397	13,023,521	2,508	-	161,426
2017. 1	90,853	23,348,895	62,102,940	13,023,521	2,488	-	170,784
2	65,398	22,942,686	61,060,660	13,023,521	1,490	-	170,639
2016. 2	76,884	12,348,560	55,944,766	13,071,749	5,058	-	174,905

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2016. 9	61,401,821	60,348,480	1,391,665	1,030,012	1,933,991
10	61,803,589	60,614,685	1,435,003	1,030,011	1,933,991
11	61,844,135	60,681,494	1,443,611	1,030,011	1,933,991
12	62,659,795	61,279,741	1,334,948	1,159,311	1,933,991
2017. 1	62,366,706	61,191,019	1,336,787	1,159,311	1,933,991
2	62,450,146	61,167,259	1,303,490	1,159,311	1,933,991
2016. 2	59,923,708	58,521,947	1,194,829	946,396	1,780,813

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2016. 8	31,457,606	66,544,798	98,002,404	501,129	335,583
9	31,352,713	66,299,465	97,652,178	511,168	345,378
10	32,146,884	66,048,626	98,195,510	511,688	344,879
11	31,867,962	66,376,763	98,244,725	501,067	335,377
12	32,489,958	66,943,574	99,433,532	501,969	340,801
2017. 1	32,005,251	66,911,107	98,916,358	516,329	356,835
2016. 1	30,558,417	65,772,623	96,331,040	468,268	306,848

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	1,960,753	3,480,488	29,613,209	99,205,701
-	2,262,865	3,480,488	25,988,396	95,518,977
-	1,816,650	3,480,488	28,961,225	99,074,812
-	2,487,886	3,480,488	37,485,008	109,223,802
-	1,956,588	3,480,488	38,381,720	107,873,259
-	1,645,752	3,480,488	36,480,136	104,890,595
2,429	2,376,378	3,480,488	25,735,096	91,748,658

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
10,601,149	1,053,401	2,037	11,815,424	65,168	6,904,522	99,205,701
10,544,252	1,050,878	2,354	11,765,775	20,000	4,853,979	95,518,977
10,229,254	1,094,639	2,432	11,493,785	490,672	4,702,343	99,074,812
9,932,452	1,092,166	2,875	11,188,920	343,308	10,843,496	109,223,802
9,795,840	1,080,502	2,503	11,049,629	670,602	10,607,852	107,873,259
9,528,697	1,073,199	2,481	10,775,017	302,771	9,742,573	104,890,595
16,750,530	1,195,588	2,197	18,123,222	21,590	5,228,578	91,748,658

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コ ー ル ロ ー ン	金 銭 の 信 託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	う ち 系 統				計	う ち 金 融 機 関 貸 付 金
59,553	41,438,080	41,387,408	20,000	681,904	16,778,729	6,662,822	1,631,017
57,546	41,604,528	41,550,333	10,000	688,988	16,945,540	6,770,324	1,625,578
61,854	41,435,327	41,379,469	10,000	710,529	17,311,725	6,795,120	1,639,196
85,318	41,793,488	41,743,399	20,000	721,318	17,505,345	6,880,275	1,692,887
66,839	41,376,531	41,326,697	20,000	731,262	17,668,544	6,902,034	1,685,332
56,787	41,481,672	41,428,578	20,000	737,310	17,618,834	6,911,477	1,694,366
60,564	39,152,210	39,102,682	20,000	591,146	17,027,318	6,785,147	1,625,460

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	う ち 系 統	計	う ち 国 債	計	う ち 公 庫 (農) 貸 付 金		
439,571	72,697,665	72,475,531	4,031,091	1,643,839	22,033,017	178,803	661	
414,244	72,580,163	72,362,235	4,015,202	1,634,939	21,838,539	179,106	657	
408,538	73,027,271	72,816,073	4,003,565	1,630,901	21,810,539	178,423	657	
430,103	73,039,309	72,829,766	4,035,743	1,664,095	21,774,449	168,612	657	
479,519	74,162,677	73,945,383	4,051,305	1,686,206	21,684,303	168,546	657	
431,369	73,636,366	73,420,972	4,093,087	1,728,617	21,657,227	165,141	656	
416,128	70,325,813	70,075,568	4,164,641	1,683,491	22,314,237	175,435	681	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2016. 11	2,430,575	1,724,262	18,071	54,937	17,405	1,895,479	1,874,858	83,115	484,497
12	2,429,116	1,732,925	19,371	54,944	17,135	1,910,698	1,887,331	82,292	473,778
2017. 1	2,406,540	1,717,990	19,371	54,943	17,647	1,891,558	1,871,478	81,888	469,287
2	2,420,723	1,711,061	19,371	54,945	15,874	1,910,087	1,890,062	81,803	466,690
2016. 2	2,318,438	1,615,785	12,922	53,852	16,121	1,765,316	1,747,149	92,530	489,063

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2016. 9	793,443	428,427	94,981	68,620	107,261	5,905	797,245	788,332	400	160,127	8,281	80
10	829,724	455,960	93,759	67,849	107,336	5,867	834,231	826,385	400	159,154	8,223	80
11	814,626	439,365	87,352	63,546	107,352	6,786	823,829	814,949	400	153,321	8,008	80
12	801,882	434,073	82,531	60,675	107,403	5,574	802,872	791,107	400	147,927	7,838	80
2015. 12	790,064	426,493	85,380	61,842	108,842	5,783	784,807	776,445	400	154,907	8,908	85

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2013. 3	896,929	553,388	2,856,615	2,282,459	600,247	1,248,763	182,678	
	2014. 3	915,079	556,085	2,942,030	2,356,986	615,005	1,280,602	186,716	
	2015. 3	936,872	580,945	3,067,377	2,432,306	632,560	1,319,433	192,063	

	高	2016. 2	964,074	599,237	3,131,890	2,437,704	638,096	1,353,247	196,107
		3	959,187	597,361	3,235,087	2,482,863	642,280	1,347,476	195,607
		4	963,679	603,491	3,252,802	2,491,246	644,282	1,362,524	196,956
		5	961,952	603,745	3,289,342	2,487,350	642,154	1,358,855	196,306
		6	974,332	616,724	3,247,987	2,495,612	648,712	1,371,890	198,759
		7	976,316	613,422	3,227,988	2,486,818	645,594	1,370,332	198,254
		8	980,024	616,613	3,247,046	2,481,037	645,164	1,374,288	198,843
		9	976,522	614,018	3,275,716	2,474,640	649,865	1,376,917	199,429
		10	981,955	618,036	3,300,066	2,477,725	648,016	1,378,867	199,049
		11	982,447	618,441	3,359,669	2,493,530	648,384	1,377,159	198,492
		12	994,335	626,598	3,325,910	2,519,581	657,649	1,388,857	200,514
2017. 1		989,163	623,667	3,357,514	2,497,673	651,321	1,380,857	199,456	
2 P	990,678	624,501	3,359,894	2,509,068	653,228	1,386,291	199,843		

前年同月比増減率	2013. 3	1.7	3.7	3.6	3.4	0.6	1.9	2.8	
	2014. 3	2.0	0.5	3.0	3.3	2.5	2.5	2.2	
	2015. 3	2.4	4.5	4.3	3.2	2.9	3.0	2.9	

	同	2016. 2	2.3	2.7	5.8	1.9	1.2	2.1	1.6
		3	2.4	2.8	5.5	2.1	1.5	2.1	1.8
		4	2.5	3.1	7.1	2.4	2.0	2.3	2.0
		5	2.3	3.4	7.1	2.0	1.4	2.1	1.9
		6	2.1	3.7	6.4	1.9	1.3	2.0	2.0
		7	2.5	3.0	6.3	2.7	1.8	2.4	2.0
		8	2.4	2.9	7.2	2.2	1.7	2.2	2.1
		9	2.5	3.0	7.2	2.1	1.7	2.2	2.1
		10	2.6	3.2	9.1	2.3	1.9	2.4	2.1
		11	2.7	4.4	9.1	2.7	1.9	2.4	2.1
		12	2.7	4.2	9.5	2.8	1.9	2.3	2.1
2017. 1		2.7	4.4	10.0	2.5	1.9	2.4	2.1	
2 P	2.8	4.2	7.3	2.9	2.4	2.4	1.9		

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。
 2 都銀、地銀、第二地銀および信金には、オフショア勘定を含む。
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円, %)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残高	2013. 3	215,438	54,086	1,768,869	1,665,845	448,507	636,876	95,740	
	2014. 3	213,500	52,736	1,812,210	1,716,277	457,693	644,792	97,684	
	2015. 3	209,971	52,083	1,829,432	1,783,053	470,511	658,016	100,052	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2016. 2	206,736	51,596	1,837,116	1,824,780	478,364	666,809	101,904
		3	206,362	51,472	1,853,179	1,846,204	487,054	673,202	102,887
		4	205,802	50,243	1,816,778	1,841,310	482,331	670,225	102,446
		5	205,953	49,778	1,816,351	1,844,351	481,966	669,311	102,382
		6	205,924	49,611	1,829,770	1,848,121	485,370	671,924	102,534
		7	206,116	49,756	1,816,742	1,859,532	486,625	675,311	103,079
		8	205,865	50,188	1,816,087	1,862,743	486,135	674,517	103,278
		9	204,781	50,318	1,830,384	1,875,964	492,818	681,666	104,341
		10	204,530	51,447	1,822,662	1,874,640	490,452	679,045	104,240
		11	204,226	51,559	1,832,629	1,882,593	492,162	680,296	104,554
		12	203,263	51,874	1,839,588	1,903,627	499,129	689,067	105,481
2017. 1		202,997	52,167	1,832,542	1,899,466	496,139	684,445	105,076	
2 P	202,847	52,171	1,829,841	1,901,947	496,311	685,179	105,290		
前年同月比増減率	2013. 3	△2.0	1.2	1.6	3.3	0.9	△0.2	1.0	
	2014. 3	△0.9	△2.5	2.5	3.0	2.0	1.2	2.0	
	2015. 3	△1.7	△1.2	1.0	3.9	2.8	2.1	2.4	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	同	2016. 2	△1.6	△1.5	1.8	3.1	3.1	2.2	2.4
		3	△1.7	△1.2	1.3	3.5	3.5	2.3	2.8
		4	△1.6	△1.7	0.7	3.9	3.7	2.6	3.0
		5	△2.0	△2.9	0.4	3.6	3.1	2.1	2.7
		6	△1.9	△2.8	0.3	3.6	3.1	2.4	2.8
		7	△1.8	△2.4	△0.7	3.9	3.4	2.7	3.0
		8	△1.9	△2.0	△0.7	3.9	3.4	2.5	3.0
		9	△2.0	△0.8	△0.5	4.0	3.4	2.5	3.1
		10	△2.0	△0.6	△0.4	3.9	3.4	2.2	3.1
		11	△1.9	△0.4	△0.6	4.1	3.7	2.5	3.4
		12	△1.8	△0.6	△0.6	3.9	3.5	2.5	3.2
2017. 1		△1.8	0.7	△0.9	3.8	3.4	2.3	3.2	
2 P	△1.9	1.1	△0.4	4.2	3.8	2.8	3.3		

(注) 1 表9 (注) に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取り組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取り組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取り組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取り組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取り組みに少しでも貢献できれば幸いです。

(2017年4月20日現在、掲載情報タイトル3,385件)

- 農中総研では、農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）の広報誌やホームページ等に公開されている、東日本大震災に関する情報を受け付けております。
冊子の保存期限の到来、ホームページの更改や公開データ保存容量等、何らかの理由で処分を検討されている情報がありましたら、ご相談ください。

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a search bar and navigation links. The main content area features a large heading and a brief introduction. Below this, there are four main categories: '被災状況' (Disaster Status), '支援活動' (Support Activities), '復旧・復興への取り組み' (Recovery and Revival Efforts), and '原発関連' (Nuclear Power Related). The bottom of the page includes a footer with contact information and social media links.

URL : <http://www.quake-coop-japan.org/>

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2017年5月号第70巻第5号〈通巻855号〉5月1日発行

編 集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7779 FAX 03-3351-1159

URL : <http://www.nochuri.co.jp/>

発 行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社